平成 25年度

博 士 論 文

題目	主題	台湾における国際商事仲裁をめぐる 国際私法上の諸問題
	副題	
指導教員		黄 ジンティ
学籍番号		J11702
氏 名		范 瀞云
提出日		平成 26 年 1 月 31 日

帝塚山大学大学院法政策研究科

論文要旨

「台湾における国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題」

帝塚山大学大学院法政策研究科博士後期課程 J11702 范 瀞云

一般的には、国際貿易取引から生じる紛争について、契約当事者が契約においてあらかじめ紛争解決の方法を定めていることが多い。紛争解決の方法としては、裁判所によって解決する方法と商事仲裁に服することによって解決する方法がある。台湾は、多くの国から承認されていないなど国際社会において特殊な地位にあるため、国際貿易取引を行う際の紛争解決策として、裁判するよりも、私的な国際商事仲裁に委ねるケースが多いのが現状である。

ところが、台湾は国連総会に加盟できないため、仲裁判断の相互承認の要件などを 定めた条約である「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(以下「ニューヨー ク条約」という) にも加入することができない。従って、例えば、ニューヨーク条 約の加盟国である日本では、ニューヨーク条約に基づいて、台湾において下した仲裁 判断を承認・執行をすることができない。

国際商事仲裁においては、どの国や地域で下された仲裁判断が、どの国や地域で承認・執行され得るかについてが、非常に重要であり、ニューヨーク条約加盟国内においても、国際私法上各国において様々な相違があるのが現状である。一方、ニューヨーク条約に加入できない台湾では、外国仲裁判断の承認・執行に関する取扱いについては、独自の国際私法上の解釈がなされる。これまで、台湾における外国仲裁判断についての研究論文は少なく、日本などのニューヨーク条約加盟国と、その法規制についての立法経緯、解釈、裁判例等について比較検討を行い考察することは非常に研究価値があると考える。

そこで、本稿は台湾において、国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題について、台湾の仲裁法上、どのような規定があるのか、さらに、どのように解釈されているのかについて論述した。また、中国、香港及びマカオ地区の仲裁判断の承認・執行に関する規定と、域外仲裁判断の承認・執行に関する規定との相違点についても考察した。

まず、第2章では国際商事仲裁と関連法規について、仲裁の意義、そのメリットとデメリットを列挙し、そして、仲裁法規の概観、国際条約とモデル法を紹介した。第3章では台湾における国際商事仲裁の準拠法について、主に日本の仲裁法と比較しながら、その決定を論じた。第4章において台湾における外国仲裁判断の承認・執行についての法令を紹介し、台湾仲裁法上の外国仲裁判断の承認・執行に関する規定を分析した。そして、裁判例を取り上げて比較した。特に、台湾仲裁法に規定されている「互恵原則」の法解釈が一つ重要なキーワードであろうと考えられる。続いて、第5章で取り上げる香港、マカオ地区仲裁判断、そして第6章で取り上げる中国仲裁判断

は、台湾仲裁法上、内国仲裁判断と外国仲裁判断のいずれにも属さないため、どのように仲裁判断の承認・執行がなされているかを論述した。

最後に、第7章おわりにおいて、前述した台湾における域外仲裁判断の承認・執行について、主に日本法と比較しながら、主な相違点を整理した。そして、台湾における域外仲裁判断の承認・執行について、その規則・判例をまとめた。

(1) 日本法との相違点

- 1. 法律の構成として、台湾では外国仲裁判断に関する条文を独立して定めている。 一方、日本の仲裁法では、内外国を問わず一律の基準として規定している。
- 2. 台湾の仲裁法においては、第49条2項には「互恵原則」を採用している。しかし、最高裁判例を含む裁判例をみると、「互恵原則」を、外国仲裁判断がなされた判断地国が先に中華民国の仲裁判断を認めてから、はじめて中華民国がその外国仲裁判断を認めることができるという狭義の解釈ではなく、国際商事仲裁の国際性および商事性を認識し、さらに国際礼譲の精神と国際間の司法協力の立場から、「互恵原則」を弾力的に解釈してきた。

一方、日本の仲裁法では、相互主義を明文とした規定はなく、相互主義の要件を置いていない。従って、仲裁法により仲裁判断の承認・執行の要件を満たせば、国内外の仲裁判断を区別せず承認・執行することができると解釈される。なお、日本はニューヨーク条約の締約国であるため、仲裁判断がなされた国がニューヨーク条約の締約国であれば、ニューヨーク条約に基づき、承認・執行を行うことになる。

(2) 中国、香港及びマカオ地区でなされた仲裁判断

中国、香港及びマカオ地区においてなされた仲裁判断は、中華民国領域外においてなされた「外国仲裁判断」に該当せず、また中華民国領域内において、中華民国仲裁法によってなされた「内国仲裁判断」にもならない。従って、香港及びマカオ地区においてなされた仲裁判断が、「香港マカオ関係条例」第42条に基づき、仲裁法第47条から第51条の規定を準用し、仲裁判断が承認をされる。一方、中国においてなされた仲裁判断は、「台湾地区と大陸地区人民関係条例」第74条に基づき、かつ、仲裁法第47条から第51条の規定を類推適用し、外国仲裁判断の承認・執行の要件を満たせば「認可」決定で承認・執行できる。

結論として、香港・マカオ及び中国においてなされた仲裁判断は、外国仲裁判 断承認・執行の基準と同様の扱いであると解釈できる。

(3) 判例からみた台湾における域外仲裁判断の承認・執行に関する特徴

本稿第4章において、台湾における外国仲裁判断の承認・執行に関する規定を 論じた。外国仲裁判断が台湾で承認・執行を求める際に、裁判所はその外国仲裁 判断が台湾仲裁法第49条と第50条の規定を反しないときに、その外国仲裁判断 の承認・執行を認める。すなわち、仲裁法第 49 条 1 項 (公序良俗) または同条 2 項 (互恵原則) は、裁判所は職権により審査しなければならないのである。一方、仲裁法第 50 条各項の規定については、被申立人により裁判所にその仲裁判断の棄却を申立てることができるのである。以下では、第 4 章、第 5 章、第 6 章にて紹介した裁判例をまとめる。

1. 仲裁法第49条1項(公序良俗)について

公序良俗の問題について、米国でなされた仲裁判断 Wessels Company v. 沛毅工業会社の事案では、被申立人は損害賠償額の算定基準と事実認定について、公序良俗に反すると主張したが、契約の解釈、事実の認定と法の適用など事実問題について、裁判所は当該外国仲裁判断の内容を実質審査しないとして、公序良俗とは関係ないと判示した。また、ICCでなされた仲裁判断 Smithkline Beecham Corporation v. 新萬仁化学製薬股份有限公司の事案においては、裁判所は被申立人が製造した風邪薬及び鎮咳薬品は、一般的風邪症状を緩和する薬であり、市場に類似効果の薬品が多く、たとえ被申立人が契約違反により、当該薬品の製造販売ができないとしても、消費者はその他の類似薬品を購入することはできるため、国民健康或は公序良俗の問題に及ばないと判示した。

本稿を執筆するにあたり、筆者が調べた限りでは、現在のところ公序良俗に反するとして、域外仲裁判断が承認されなかった事例はない。裁判所は公序良俗について慎重に判断していると思われる。しかし、前述した薬品に関する事案では、もし、ごく一般的な風邪薬ではなく、例えば、人体生命に関わるようなガン治療薬であって、さらにまた、域外仲裁判断の承認・執行によって、台湾の国民がほかから当該薬品を入手できなくなるような場合において、裁判所における当該域外仲裁判断の承認・執行が、公序良俗に反するのかどうかの判断は、議論の余地があると思われる。

2. 仲裁法第49条2項(互恵原則)について

互恵原則について、裁判所は最高法院 75 年台抗字第 335 号の判決がリーディングケースであり、この事件において最高法院は、外国仲裁判断の仲裁地国が中華民国の仲裁判断を承認して初めて、わが国が当該外国の仲裁判断を承認するものではない。さもなければ、礼譲精神が失われるだけではなく、国際司法共助の促進を妨げる恐れもある。仲裁法第 49 条 2 項の規定によれば、その仲裁地国が我が国の仲裁判断を承認しない場合でも、わが国の裁判所はその外国仲裁判断の申立てを必ず「棄却しなければならない」というのではなく、申立てを「棄却することができる」と解釈することになる当該規定は弾力的な互恵原則を採るため、仲裁地国がわが国の仲裁判断を承認することは必ずしも必要な条件ではないと述べた。かつ、最高法院 93 年台上字第 1943 号の判決によると、いわゆる司法上の相互の承認は、客観的に将来においてわが国の仲裁判断を承認する場合、相互の承認を認める。当該外国が明示的にわが国の仲裁判断を承認拒絶しないなら、

寛大及び積極的に互恵を取り扱う観点から、当該国仲裁判断の効力を承認すべき であると解釈されている。

すなわち、当該国が台湾の仲裁判断を承認しないことを明示していない限り、台湾裁判所は積極的にその国の仲裁判断を承認する姿勢をとっている。本稿で取り上げた判例を見れば、日本でなされた仲裁判断、ロシアでなされた仲裁判断、そしてフィンランドでなされた仲裁判断については、いずれもこの解釈により仲裁判断の承認が認められた事案である。この中で、ロシアでなされた仲裁判断の承認・執行においては、裁判所はロシアが台湾でなされた仲裁判断を承認しなかった事案を被申立人が立証すべきであると判示した。一方、マレーシアでなされた仲裁判断の承認・執行においては、マレーシアが台湾の仲裁判断を承認しないことを法律上明示していたため、互恵原則に反するとして、当該仲裁判断を承認しないと判示した。

このように互恵原則について、裁判所は仲裁法第 49 条 2 項の規定を弾力的に解釈し、積極的に外国仲裁判断を承認する姿勢をとっている。私見も現行法の解釈として賛成する。しかし、そもそも互恵原則の規定は国際商事仲裁において、必要なのだろうか。例えば、日本仲裁法、モデル法、そして、判例にあったフィンランドの仲裁法のいずれも互恵原則の規定を設けていない。互恵原則の判断は、仲裁がなされた国と仲裁判断の承認・執行が求められた国との間の問題であり、これによって、私人の利益にまで影響を及ばし得ることは不公平であると考えられる。従って、台湾仲裁法第 49 条 2 項の規定を撤廃するのが妥当であると考える。

3. 仲裁法第50条3項(適正な通知、正当な手続き)について

被申立人に対し、仲裁手続などの適正な通知が行われたどうかについては、香港でなされた仲裁判断 Asia North America Eastbound Rate Agreement v. 謀定有限会社の事案では、裁判所は被申立人が香港の仲裁手続に出頭しなかったようであるが、仲裁判断が承認されるためには、適正な通知が行われたことと十分な答弁機会が与えられたことが重要であり、実際に当事者が出頭したかどうかは関係がないと判示し、適正な通知があれば、その仲裁判断が承認され得ることを判示した。一方、Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事案と中国でなされた上海鉄道ホテル会社 v. 華懋ホテル株式会社の事案について、裁判所はその適正な通知が行われていないと判断し、その仲裁判断の承認を棄却した。この中、Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事案においては、裁判所は申立人がファックスによって通知送達したことを立証できなかったため、適正な通知として認めず、当該仲裁判断の承認を棄却した。

本稿において、紹介した裁判例の中で、仲裁判断が承認されなかった事案は3 件であり、その中には適正な通知として認められないとして、仲裁判断の承認を 乗却した事例が 2 件あり、前述した Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事案のように、実務上仲裁手続などの 通知送達が立証可能な証拠として残されるような送達方法とすることが非常に 重要であると考えられる。

以上のように、本稿では台湾仲裁法の規定を分析し、裁判例を検討することによって、 台湾における域外仲裁判断の承認・執行について考察した。本稿によって、台湾におけ る国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題について少しでも理解を深めていただけ れば幸いである。

論文目次

台湾における国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題

活瀞芸

第1章 はじめに

- 第2章 国際商事仲裁と関連法規
 - 第1節 国際商事仲裁とは
 - 第2節 国際条約とモデル法
 - 第3節 仲裁法規の概観
- 第3章 台湾における国際商事仲裁の準拠法―主に日本法と比較して
 - 第1節 仲裁合意の準拠法
 - 第2節 仲裁手続の規則
 - 第3節 仲裁判断の準拠法
- 第4章 台湾における外国仲裁判断の承認・執行一主に日本法と比較して
 - 第1節 適用法令
 - 第2節 外国仲裁判断の承認執行に関する規定
 - 第3節 裁判例
- 第5章 台湾における香港、マカオ地区仲裁判断の承認・執行
 - 第1節 適用法令
 - 第2節 裁判例
- 第6章 台湾における中国仲裁判断の承認・執行
 - 第1節 適用法令
 - 第2節 認可の条件
 - 第3節 裁判例
- 第7章 おわりに

第1章 はじめに

日本と台湾は互いに海外貿易取引の主要な相手国の一つであり、2012 年度 JETRO の統計では、台湾向けの輸出シェアは日本の輸出全体の 5.8% (第 4 位)、輸入シェアは日本の輸入全体の 2.7% (第 11 位) である」。一般的には、国際貿易取引から生じる紛争について、契約当事者が契約においてあらかじめ紛争解決の方法を定めていることが多い。紛争解決の方法としては、裁判所によって解決する方法と商事仲裁に服することによって解決する方法がある。台湾は、多くの国から承認されていないなど国際社会において特殊な地位にあるため、国際貿易取引を行う際の紛争解決策として、裁判するよりも、私的な国際商事仲裁に委ねるケースが多いのが現状である。

ところが、台湾は国連総会に加盟できないため、仲裁判断の相互承認の要件などを定めた条約である「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(以下「ニューヨーク条約」という)²にも加入することができない。したがって、例えば、ニューヨーク条約の加盟国である日本では、ニューヨーク条約に基づいて、台湾において下した仲裁判断を承認・執行をすることができない。しかし、日本の仲裁法第 45 条 1 項によると「仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。」と定められている(ニューヨーク条約第 1 条と同じ)。すなわち、仲裁判断であれば、どの国や地域で下されたかを問わず、同じ要件に基づいてその承認・執行が判断され、台湾の仲裁判断も、日本で承認され得るのである。

国際商事仲裁においては、どの国や地域で下された仲裁判断が、どの国や地域で承認・執行され得るかについてが、非常に重要であり、ニューヨーク条約加盟国内においても、国際私法上各国において様々な相違があるのが現状である。一方、ニューヨーク条約に加入できない台湾では、外国仲裁判断の承認・執行に関する取扱いについては、独自の国際私法上の解釈がなされる。これまで、台湾における外国仲裁判断についての研究論文は少なく、日本などのニューヨーク条約加盟国と、その法規制についての立法経緯、解釈、裁判例等について比較検討を行い考察することは非常に研究価値があると考える。

そこで、本稿は台湾において、国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題について、台湾の仲裁法上、どのような規定があるのか、さらに、どのように解釈されているのかについて論述する。また、中国、香港及びマカオ地区の仲裁判断の承認・執行に関する規定と、域外仲裁判断の承認・執行に関する規定との相違点についても考察する。

まず、第2章では国際商事仲裁と関連法規について、仲裁の意義、そのメリット とデメリットを列挙し、そして、仲裁法規の概観、国際条約とモデル法を紹介する。

¹ http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/trade/

² 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約、1958年にニューヨークで作成され、1959年 6 月7日に発効した。

http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral texts/arbitration/NYConvention status.ht ml 2013年11月29日に検索(台湾は加入していない)。

第3章では台湾における国際商事仲裁の準拠法について、主に日本の仲裁法と比較しながら、その決定を論じる。第4章において台湾における外国仲裁判断の承認・執行についての法令を紹介し、台湾仲裁法上外国仲裁判断の承認・執行に関する規定を分析する。そして、裁判例を取り上げて比較する。特に、台湾仲裁法に規定されている「互恵原則」の法解釈が一つ重要なキーワードであろうと考えられる。続いて、第5章で取り上げる香港、マカオ地区仲裁判断、そして第6章で取り上げる中国仲裁判断は、台湾仲裁法上、内国仲裁判断と外国仲裁判断のいずれにも属さないため、どのように仲裁判断の承認・執行がなされているかを論述する。最後に、第7章おわりにおいて、前述した台湾における域外仲裁判断の承認・執行について、主に日本法と比較しながら、主な相違点を整理する。そして、台湾における域外仲裁判断の承認・執行について、その規則・判例をまとめる。

第2章 国際商事仲裁と関連法規

第1節 国際商事仲裁とは

(1) 仲裁の意義

仲裁とは、一般的には、当事者が合意により一定の紛争を私人たる第三者(仲裁人)の解決にゆだね、その判断(仲裁判断)に従うことをいう。仲裁は第三者の判断に服することで訴訟と同じであるが、手続を開始するためには当事者間の仲裁契約を必要とすること、私人の判断によること、手続についても当事者が合意し、仲裁人の裁量による余地のあること、紛争の解決は必ずしも国家法による必要はなく、事案に適した解決をすることができることなどにおいて訴訟と異なる。

現在行われている仲裁は西ヨーロッパ中世のギルドの構成員や商人間の紛争解決方法から発達したものであって、多くの国ではこれを裁判外での紛争解決方法として承認し、仲裁判断に効力を与えている。当事者が仲裁による解決に合意した場合には、国家の裁判所は裁判権を有しないとされている(妨訴抗弁)。仲裁が国家によって紛争解決方法として認められることは、仲裁判断の効力が国家法によって承認され、それを国家権力によって強制的に実現しうることを意味する。このため、仲裁に関する法的な問題は仲裁判断の承認と執行の問題に集約されることとなる5。

(2) メリット・デメリット

1. 訴訟と比較した場合、仲裁には次のようなメリットがある。

①専門性

仲裁では当事者が仲裁人を自由に選ぶことができる。取引の実情に通暁した仲裁人を選ぶことにより、現実的で妥当な解決が期待できる⁶。例えば、知的財産紛争のように専門性・技術性が強く一般の裁判官では判断が困難な事件の場合などでは、仲裁に適するといえる。

②非公開性

仲裁手続は非公開であり、仲裁判断も当事者の合意がない限り公開されない 原則である。従って、営業上の秘密や企業のノウハウが守られる⁷。

③迅速·低廉性

仲裁の場合は、審判人と当事者の時間的都合さえつけば他の事件の混み具合

³ 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 1 頁参照

⁴ 高桑昭『国際商取引法 第2版』(有斐閣、2006年) 331 頁

⁵ 高桑昭『国際商取引法 第2版』(有斐閣、2006年) 331 頁

⁶ 唐澤宏明『新版国際取引-貿易・契約・国際事業の法律実務―』(同文舘出版、2003年) 290 頁

⁷ 唐澤宏明『新版国際取引-貿易・契約・国際事業の法律実務―』(同文舘出版、2003年) 290 頁

に影響されずに、短期間での集中審理も可能となる⁸。しかも、仲裁は上訴がなく1回で確定するため、紛争解決に要するコストを抑えることができる⁹。

4柔軟性

仲裁手続において、法の許す範囲内で、当事者がある程度自由に合意によって決めることができる¹⁰。また、仲裁判断においても、訴訟のように過去の事実関係の確定に基づき損害賠償などの回顧的救済が行われる。更に、仲裁では必要があれば将来に向かっての紛争解決も可能である¹¹。

⑤承認・執行の容易性

裁判の場合、判決を外国で承認・執行することは、通常は承認国が定める一定の要件を満たす必要があり、必ずしも容易ではない。これに対し、仲裁の場合には、1958年のニューヨーク条約をはじめいくつかの条約が存在し、締約国の間で仲裁判断を承認・執行することはきわめて容易である。この点が、国際間の取引に関する紛争の解決に仲裁が適していることの大きな特徴といえる12。

2. デメリット

- ①手続や実体判断の基準に不明確な点が多く、仲裁人の選任・集中審理方式の選択・証拠調べ・仲裁判断の理由記載の要否などの問題をめぐって、衝突が生じ易い¹³。
- ②一審性であるため、当事者は上訴できない。終局的な効力を有する仲裁判断に 拘束されることになるため、敗けた場合の当事者のリスクは大きい¹⁴。

第2節 国際条約とモデル法

各国の仲裁法の規定のうちで統一しておくことが必要な事項は、各国の国内法のみでは十分に規律できない事項であり、それは自国以外でなされた仲裁判断の承認・執行に関する要件、手続ならびにその前提となる仲裁契約の効力の承認である。自国でなされた仲裁判断にいかなる効力を与えるかは自国のみで決めてもよいが、他国でなされた仲裁判断を自国で執行し、自国でなされた仲裁判断を他国で執行す

⁸ 小林秀之『国際取引紛争〔第3版〕』(弘文堂、2003年) 220 頁

⁹ 唐澤宏明『新版国際取引-貿易・契約・国際事業の法律実務―』(同文舘出版、2003年) 290 頁

¹⁰ 唐澤宏明『新版国際取引 - 貿易・契約・国際事業の法律実務—』(同文舘出版、2003年) 290 頁

¹¹ 小林秀之『国際取引紛争〔第3版〕』(弘文堂、2003年) 221 頁

¹² 唐澤宏明『新版国際取引-貿易・契約・国際事業の法律実務―』(同文舘出版、2003年) 291

¹³ 唐澤宏明『新版国際取引 - 貿易・契約・国際事業の法律実務 - 』(同文舘出版、2003年) 291 頁

¹⁴ 小林秀之『国際取引紛争〔第3版〕』(弘文堂、2003年) 222 頁

る場合には、各国に共通の基準が存在することが望ましいからである™。

(1) ニューヨーク条約

仲裁に関する条約には、まず、1923年に国際連盟で採択された「仲裁条項ニ関スル議定書」(ジュネーブ議定書)がある。ここでは、仲裁契約の承認、仲裁手続の準拠法および執行について規定しているが、外国仲裁判断の承認と執行については規定がなかったため、この部分を補うものとして、1927年に「外国仲裁判断の執行に関する条約」(ジュネーブ条約)が採択された¹⁶。この条約によって、国際的に仲裁法の統一が進み、国際商取引から生じる紛争の解決に仲裁を利用することが従来に比べ容易となった。しかし、ジュネーブ条約の対象となる外国仲裁判断の範囲が狭いこと、外国仲裁判断の承認、執行の要件が十分に整理されていないことなどの欠点が存在した¹⁷。そのため、ジュネーブ条約の欠点を補い、更に仲裁の国際的利用を円滑化し、外国貿易の発展に寄与することを目的として、1958年に国際連合本部において、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)が採択された¹⁸。

ニューヨーク条約が適用される仲裁判断は、仲裁判断の承認・執行国以外の国でなされた仲裁判断および承認・執行国で内国仲裁判断と認められない仲裁判断であると規定されている(1条)。それとともに、同条約は、締約国にその適用について二つの留保宣言を認めている。一つは、他の締約国でなされた仲裁判断のみを条約の適用対象とする相互主義の留保宣言。また、承認・執行国の国内法により商事と認められる法律関係から生じる紛争についてのみ条約を適用するとする商事法律関係についての留保宣言がある「9。前者の相互主義の留保をしている締約国は多く、日本もこの留保をしている²⁰。現在では、149ヵ国がニューヨーク条約の締約国となっている²¹。

(2) モデル法

国際商事仲裁を主たる対象として、仲裁契約、仲裁人の選定、仲裁手続、仲裁判断など、仲裁の全体についての統一法を作る試みもなされた。まず、1961年にジュネーブで採択された国際連合の欧州経済委員会による「国際商事仲裁に関する欧州条約」、1966年に欧州評議会で作成し、ストラスブールで採択された「仲裁に関する統一法を定める欧州条約」がある。さらに、1985年には国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL [アンシトラル])が「国際商事仲裁に関する模範仲裁法」(モデル法)を作成し、同年6月21日に採択された²²。

¹⁵ 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 22 頁

¹⁶ 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 24 頁

¹⁷ 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 25 頁

¹⁸ 中村達也『国際商事仲裁入門』(中央経済社、2001年) 157頁

¹⁹ 中村達也『国際商事仲裁入門』(中央経済社、2001年) 158 頁

²⁰ 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 25 頁

²¹http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/NYConvention_status.html 2013年11月29日に検索

²² 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 23 頁

モデル法の特色としては、次の点にある。

1. 国際商事仲裁に適用されること。(第1条)

二つ以上の国にまたがって行われる商業活動、企業活動から生ずる紛争の仲裁が適用の対象となる。

2. 属地的に適用されること。

仲裁地にモデル法が施行されているならば、仲裁人の選任、仲裁手続の開始から終了まで、仲裁判断の取消、手続にモデル法の規定が適用される²³。

3. 仲裁判断の承認の要件で内国仲裁判断と外国仲裁判断を区別していないこと。

国際商事仲裁でなされた仲裁判断であれば、内国でなされたものも外 国でなされたものも、承認の要件には差異がない。

4. モデル法であること。

各国が仲裁法を整備する際の参考に供するためには、モデル法の形を とることが適当であろう²⁴。日本、台湾の仲裁法も同様にモデル法を参 考にした。

第3節 仲裁法規の概観

(1) 日本における仲裁法規の概観

日本では平成15年(2003年)に新仲裁法が制定されるまでの旧法(民事訴訟法、それを引き継いだ「公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律」)は、明治23年当時のドイツ民事訴訟法をモデルとして規定されたといわれている。また、民事訴訟法制定時点で特に仲裁手続について意識的に議論された形跡がないのにもかかわらず、突然規定されたという意味では、日本において仲裁が活用されるかどうかといったことが十分検討されないまま規定されたという経緯があるようである25。それ以来、仲裁法が制定されるまで手がつけられなかったものである。改正の必要性については、昭和50年(1975年)当時から認識されており、昭和54年(1979年)には「仲裁研究会」が発足し、平成元年(1989年)には、仲裁法試案が公表された。この内容は、1985年に国連国際商取引法委員会の国際商事仲裁に関するモデル法(モデル法)をベースに、国際標準に合致したものを目指して制定された26。

(2) 台湾における仲裁法規の概観

台湾の仲裁法は、1961年1月20日に公布された「商務仲裁条例」が最初の ものである。当時、台湾は国連の常任理事国であって、1958年6月10日にニ ューヨークで国連が作成した「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」

²³ 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 300頁

²⁴ 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 304 頁

²⁵ 出井直樹·宮岡孝之『Q&A新仲裁法解説』(三省堂、2004年) 13 頁

²⁶ 出井直樹・宮岡孝之『Q&A新仲裁法解説』(三省堂、2004年) 13 頁以下

の施行に影響されたものと推測される。しかし残念ながら、台湾は 1971 年に 国連から離脱したので同条約に加盟することができなかった。

国連から離脱した後、台湾は日、米、その他多くの国々と国交が断絶し、国際政治から孤立した状態であるが、貿易関係がある国は終始約150ヵ国を維持している。従って、国交関係がない諸国の業者との間で発生した商事紛争の解決方法として採用される仲裁判断の承認と執行が問題となる。そのため1982年に商務仲裁条例に大幅な改正を加え、新たに第7章「外国仲裁判断」を設けて、5ヵ条の条文を追加した²⁷。

さらに、1998年に商務仲裁条例は UNCITRAL の国際商事仲裁に関するモデル法を参考に大幅に改正され、また、国際的観点からその名称を「仲裁法」に変更するとともに、従来の 36 ヵ条の条文を増加し 56 ヵ条の条文で構成されることとなったが、外国仲裁判断に関する規定は相変わらず 5 ヵ条の条文のままである。

²⁷ 梁満潮「中華民国における外国仲裁判断の承認と執行の一考察」国際商事法務・ Vol. 28, NO. 8 (2000) 943 頁

第3章 台湾における国際商事仲裁の準拠法―主に日本法と比較して 第1節 仲裁合意の準拠法

(1) 台湾と日本の仲裁法における仲裁合意に関する実質規定の比較

ある紛争を仲裁によって解決するには以下の二つの条件を満たす必要がある。 一つは、当該紛争は仲裁に付託できる性質の事案であること(仲裁適格)、も う一つは、当事者間において当該紛争を仲裁によって解決する合意(仲裁合意) があることである²⁸。

1. 仲裁合意

仲裁合意は、私的自治として仲裁手続が行われる根拠であり、この合意には、当事者間の紛争を第三者の解決に委ねるという合意と、その判断に従うという合意の二つの意味が含まれる²⁹。外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)第2条1項において、「各締約国は、契約に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者の間にすでに生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする。」と規定されている³⁰。また、UNCITRAL 国際商事仲裁模範法(モデル法)第7条1項には「『仲裁合意』とは、契約に基づくか否かを問わず、一定の法律関係につき、当事者間で既に生じたか又は生じうべき、すべて又はある種の紛争を仲裁に付託する旨の当事者の合意をいう。仲裁合意は、契約中の仲裁条項又は別個の合意のいずれのかたちによってもすることができる。」と定められている³¹。

そして、日本の仲裁法第2条1項に、「この法律において『仲裁合意』とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断(以下『仲裁判断』という。)に服する旨の合意をいう。」と定めている。なお、仲裁合意については、台湾仲裁法第1条1項に、「現在または将来の紛争に関し、当事者は1名または奇数の複数の仲裁人が仲裁廷を構成し仲裁をなすべきことを合意する仲裁契約を締結することができる。」と規定している32。

すなわち、仲裁合意とは、「一定の法律関係」から「既に生じた又は将来において生ずる紛争」を選定した仲裁人にゆだね、かつ、仲裁廷による、仲裁判断に服するという合意であり、ニューヨーク条約をはじめとして、日本、台湾において、その意味は同一である。なお、なぜ「一定の法律関係に関する民事

²⁸ 劉鐵錚=陳栄傳『国際私法論』(三民書店、2011年) 706 頁

²⁹ 松岡博編『国際関係私法入門』(有斐閣、2008年)348頁〔黄軔霆〕

³⁰ 中村達也『国際商事仲裁入門』(中央経済社、2001年) 202-215 頁

³¹ UNCITRAL 国際商事仲裁模範法、国際連合国際商取引委員会により作成され、1985 年 6 月 21 日に採択された。仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003 年) 443-461 頁〔澤田壽夫訳〕

³² 仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年) 279-287頁 [陳一訳]、以下台 湾仲裁法の条文翻訳に関しては、これを参照するが、一部修正した箇所がある。

上の紛争」に限定することが必要であるのかについては、例えば、当事者甲と当事者乙とが、「当事者甲と当事者乙との間で将来発生するあらゆる紛争」を対象として仲裁合意を締結したとしても、当該仲裁合意は、「一定の法律関係に関する民事上の紛争」の要件を満たさず、無効とする趣旨である。これは、仲裁合意が、その対象となる紛争について訴訟による解決ができなくなるという重大な効果を生じさせ得るので、紛争について特定が必要であるとする考えからである³³。

2. 仲裁合意の独立性

モデル法第 16 条 1 項には、「契約の一部を構成する仲裁条項は、契約の他の条項から独立した合意として扱われる。契約を無効とする仲裁廷の決定は、法律上当然に仲裁条項を無効とするものではない。」と規定されている。日本仲裁法第 13 条 6 項にも、「仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない。」と定められている。そして、台湾仲裁法第 3 条においても、「当事者間の契約に仲裁条項が定められている場合においては、かかる条項の効力は独立のものとして認定されるべきであり、たとえその契約が不成立若しくは無効である場合においても、または、取消、解除若しくは終了となった場合においても、かかる仲裁条項の効力には影響を与えない。」と規定されている。

すなわち、仲裁合意が主たる契約に挿入された一つの条項として締結されているとしても、主たる契約の瑕疵が仲裁合意の効力に当然に影響を及ぼすものではなく、また、主たる契約が解除されたときでも、当然に仲裁合意まで解除されたことにはならないのである。これは、主たる契約から生じ、又はこれに関する紛争を解決するために、仲裁合意を主たる契約に挿入したのであって、主たる契約と仲裁合意とは、体裁上は一体とみえても、それぞれ独自の目的をもった別個独立した契約だと考えられるからである³4。主契約が無効になっても、これによって生じた紛争は仲裁合意によって解決することとなる。また、仲裁合意が独立した契約であるため、その有効か無効かについての議論も、独自で判断すべきである。

3. 仲裁合意の方式

ニューヨーク条約第2条2項は、「『書面による合意』とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であって、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているものを含むものとする。」と規定している。モデル法第7条2項には、「仲裁合意は、書面によらなければならない。合意は、それが両当事者の署名した文書、交換された書状、テレックス、電報その他隔地者通信

³³ 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』(商事法務、2003年)6頁

³⁴ 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 53 頁

手段で合意の記録となるもの、又は交換された申立書及び答弁書であって、そのなかで一方の当事者が合意の存在を主張し、他の当事者によって否認されていないものに含まれているときは、書面によるものとされる。」と定められている。

そして、日本では、仲裁法第 13 条 2 項ないし 5 項の方式に関する実質規定が適用され、書面が要求されている。また、ファクシミリのほか、電子メールのような内容を記録した電磁的記録も書面による合意とみなされる。チサダネ事件(最高裁昭和 50 年 11 月 28 日、民集 29 巻 10 号 1554 頁)において、最高裁は「この運送契約による一切の訴は、アムステルダムにおける裁判所に提起されるべきものとし、運送人においてその他の管轄裁判所に提訴し、あるいは自ら任意にその裁判所の管轄権に服さないならば、その他のいかなる訴に関しても、他の裁判所は管轄権を持つことができないものとする。」の裏面約款について、「国際的裁判管轄の合意の方式としては、少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りると解するのが相当であり、その申込と承諾の双方が当事者の署名のある書面によるのでなければならないと解すべきではない。」と示し、管轄合意が有効と判断した。本件は管轄合意事件であるが、仲裁合意の書面性についても同様に解釈すべきであろう。

一方、台湾仲裁法第1条3項は「仲裁契約は書面を以ってなさなければなら ない。」同条 4 項「当事者間の文書、証券、書簡、ファクシミリ、電報または その他類似の方法による通信であって、仲裁合意があったと認めるに足りるも のについては、仲裁契約が成立したものとみなされる。」と規定している。書 面に関する解釈については、かつて狭義の解釈としては、台湾民法第3条の規 定により、契約書は当事者によって直接に作成したものでなくても、当事者双 方の署名があれば、これが有効であると解釈されていた。最高法院 64 年度(1975 年)台抗字第239号の判決がこの見解を支持した。そうすると、船荷証券のよ うな一方当事者の署名しかない場合は、仲裁合意が成立しないことになろう。 しかし、仲裁法改正後、書面について広義の解釈を採用した結果、一方当事者 の署名しかない場合では、その当事者間の取引慣習、所属業界の慣例などを総 合的に考慮して、仲裁合意の有効性が判断される35。従って、前述した日本の チサダネ事件と同様に、船荷証券において、一方当事者の署名だけであっても、 国際海上運送の慣例から考えると仲裁合意の効力が認められる。現在実務上で は仲裁合意は書面によることが定着してきている。一般的に、仲裁合意の方式 として書面性を要求する趣旨は、仲裁によって真に合意することを確実なもの とするため、仲裁合意の存在と内容を証明できるよう記録することにあると考 えられる36。

³⁵ 劉鐵錚=陳栄傳『国際私法論』(三民書店、2011年) 707 頁

³⁶ 小島武司=髙桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 50頁

4. 仲裁適格

仲裁は私人による紛争解決手段であるが、法はどの範囲でこのような私人間の紛争解決を容認するかという問題があり、仲裁適格ないし仲裁可能性と呼ばれる。

日本では、仲裁法第 13 条 1 項は、「仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争(離婚又は離縁の紛争を除く。)を対象とする場合に限り、その効力を有する。」と定めている。一方、台湾仲裁法第 1 条 2 項は、「前項にいう紛争は、法律上和解が可能なものに限る。」と定めている。また、仲裁可能範囲の制限については、仲裁法第 2 条に「仲裁に付託すべき旨を合意する契約は、一定の法律関係及びかかる法律関係より生じる紛争に関してなされたものでなければ効力を有しない。」と規定されている。

「一定の法律関係」というのは、いわば具体的かつ特定性をもつ法律関係である。すなわち、日本と台湾は仲裁適格について、ともに仲裁和解性を基準としている。また、仲裁適格に関する各国の法制は様々であるが、和解可能性を基準とする立法が多いようである。例えば、米国においては仲裁利用を促進する強力な政策が打ち出された結果、反トラスト法、特許法や証券取引法の分野においても、広く仲裁適格が認められるようになってきた。一方、日本では、特許権の有効性や独禁法違反などの仲裁適格が認められるかどうかの問題については、なお結論が明確ではない³7。なお、この点について、台湾では議論がほとんどなされて来なかったようである。

(2) 仲裁判断の取消し、承認と執行の局面における仲裁合意準拠法の決定

国際仲裁においては、仲裁合意の成立・効力をどの国の法によって判断すべきかが問題になる。これは、仲裁廷による権限判断、裁判所による妨訴抗弁の判断、仲裁判断の取消し、承認と執行といった局面で問題となり得る³⁸。

ニューヨーク条約は外国仲裁判断の執行拒絶事由(5条1項a号)、モデル法は仲裁判断取消事由(34条2項a号(i))及び執行拒絶事由(36条1項a号(i))として仲裁合意の有効性を判断するにつき、いずれも第1段階では当事者が合意した法を準拠法と規定し、第2段階では仲裁地法を準拠法と規定している。

日本では、仲裁合意の準拠法について一般規定を設けず、仲裁判断取消事由・執行拒絶事由としてのみ、当事者自治、仲裁地法という2段階の連結を定める規定をおいている³⁹。つまり、仲裁判断の取消規定である仲裁法第44条1項2号によると、「仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、日本の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。」と定められている。承認及び執行の規定においても同様である(仲裁法第45条2項2

³⁷ 松岡博編『国際関係私法入門』(有斐閣、2008年)350頁[黄軔霆]

³⁸ 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 58 頁

³⁹ 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 58 頁

号)。

一方、台湾では、日本と同様に仲裁合意の準拠法については明文規定がないが、外国仲裁判断の承認・執行の拒絶事由に関する規定において、台湾仲裁法第50条2項は「仲裁契約が、当事者の合意した法律により、または、その合意がない場合においては判断地法により無効である。」と規定している。この規定の中で判断地法という文言は、言い換えれば仲裁地法という意味である。つまり、ニューヨーク条約と日本仲裁法と同様に、当事者自治と仲裁地法という2段階の連結を定めている。これに対して、仲裁判断の取消事由規定である台湾仲裁法第40条1項2号は、「仲裁契約の不成立、無効のとき、または、仲裁廷の審問終結時に未だ効力が生じず若しくは既に失効していたとき。」と定めており、法選択に関する規定が設けられていないため、取消の場面において仲裁合意の有効性を判断する際に、明確な基準がなく、明らかに不備である。改善策として、台湾仲裁法第50条2項の同じ趣旨の法選択の規定を設けるべきであると考えられる。

(3) 妨訴抗弁の局面における仲裁合意準拠法の決定

妨訴抗弁の審査に当たり、抗弁の根拠となる仲裁合意の準拠法がどの国の法 なのかについて、ニューヨーク条約とモデル法に明文規定がなく、日本法にも これについての明文規定がない。裁判所がどの国の法で仲裁合意の成立・効力 を判断すべきかが解釈問題となる⁴⁰。

1. 日本の従来の通説は、法例 7 条 1 項 (通則法 7 条に相当) ないしは条理に基づき、当事者の明示的意思、それが明らかでないときは当事者の黙示的意思を探求して、仲裁合意の準拠法を決定するという解釈を示してきた。かつて、リングリング・サーカス事件判決も、同様の考え方に基づき、当事者の明示・黙示の意思によって仲裁合意の準拠法を決定していた (最判平 9・9・4 民集51 巻 8 号 3657 頁) 41。

①事実関係の概要

X(原告・控訴人・上告人)は、教育関係の催事のプロデュースや一般興行等を目的とする日本法人であり、Y(被告・被控訴人・被上告人)は、サーカス興行を行う米国法人 A(訴外)の代表者である。昭和 62 年 10 月に、Xが昭和 63 年とその翌年の 2 年間、Aのサーカス団を日本に招いて興行する権利を取得し、Aに対して対価を支払うとともに、Aは日本において、昭和 62 年に米国サンディエゴで行った公演と規模、質ともに同等の興行を行う旨の契約を締結した。その際 X と A は、「本件興行契約の条項の解釈又は適用を含む紛争が解決できない場合は、その紛争は、当事者の書面による請求に基づき、商事紛争の仲裁に関する国際商業会議所の規則及び手続に従って仲裁に付される。A の申し立てるすべての仲裁手続は東京で行われ、X の申し立

⁴⁰ 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 58 頁

⁴¹ 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 58頁

てるすべての仲裁手続きはニューヨーク市で行われる。」との合意を行った。 (本件仲裁契約)

X は、本件興行契約締結に際し、A の代表者である Y が、キャラクター商品の販売利益分配および動物テント設営費用等の負担義務の履行について X を欺罔し、損害を被らせたと主張して、Y に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。これに対して、Y は、X と A との間の仲裁契約の効力が本件訴訟にも及ぶとして、本件訴えの棄却を求めた。

2 判旨

上告棄却。

- (ア)仲裁は、当事者がその間の紛争の解決を第三者である仲裁人の仲裁判断にゆだねることを合意し、右合意に基づいて、仲裁判断に当事者が拘束されることにより、訴訟によることなく紛争を解決する手続であるところ、このような当事者間の合意を基礎とする紛争解決手段としての仲裁の本質にかんがみれば、いわゆる国際仲裁における仲裁契約の成立及び効力については、旧法例7条1項(法の適用に関する通則法7条)により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解するのが相当である。そして、仲裁契約中で右準拠法について明示の合意がされていない場合であっても、仲裁地に関する合意の有無やその内容、主たる契約の内容その他諸般の事情に照らし、当事者による黙示の準拠法の合意があると認められるときには、これによるべきである。
- (イ) 本件仲裁契約においては、仲裁契約の準拠法についての明示の合意はないけれども、「A の申し立てるすべての仲裁手続は東京で行われ、X の申し立てるすべての仲裁手続はニューヨーク市で行われる。」旨の仲裁地についての合意がされていることなどからすれば、X が申し立てる仲裁に関しては、その仲裁地であるニューヨーク市において適用される法律をもって仲裁契約の準拠法とする旨の黙示の合意がされたものと認めるのが相当である。
- (ウ) 本件仲裁契約に基づき X が申し立てる仲裁について適用される法律は、アメリカ合衆国の連邦仲裁法と解されるところ、同法及びこれに関する合衆国連邦裁判所の判例の示す仲裁契約の効力の物的及び人的範囲についての解釈等に照らせば、X の Y に対する本件損害賠償請求についても本件仲裁契約の効力が及ぶものと解するのが相当である。そして、当事者の申立てにより仲裁に付されるべき紛争の範囲と当事者の一方が訴訟を提起した場合に相手方が仲裁契約の存在を理由として妨訴抗弁を提出することができる紛争の範囲とは表裏一体の関係に立つべきものであるから、本件仲裁契約に基づく Y の本案前の抗弁は理由があり、本件訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものとして棄却を免れない。

③学説と論点

本件仲裁契約の準拠法についての明示の合意がされてないから、黙示の準

拠法の合意について探究すべきこととなる。本件仲裁契約は主契約である本件興行契約中の一条項として規定されているものであり、本件興行契約をめぐる紛争について、Xが申し立てる仲裁手続はニューヨーク市で、Aが申し立てる仲裁手続は東京で行われる旨を定められた。最近の国際取引実務においては、仲裁申立てをする側の当事者が、相手側本拠地の仲裁機構で申立てを行う旨の合意(いわゆるクロス式合意)がしばしば用いられる。本件では、このような仲裁合意の主観的効力範囲を判断する準拠法が問題となり、最高裁は、日本で訴訟提起した日本側当事者が本来は仲裁申立人になるので、仲裁地となるべき米国ニューヨーク州の法を仲裁合意の準拠法とみるべきであると判断した¹²。

しかしながら、上記最高裁の判断によると、クロス式仲裁合意の場合、いずれの当事者が先に仲裁申立てをするかによって仲裁地、ひいては仲裁合意の準拠法が変わる結果、判断が相違し得るという問題がある。そのため、このような場合は仲裁地を連結点とせず、主たる契約準拠法に関する当事者の黙示意思を探究し、そこから仲裁合意の準拠法に関する黙示的合意を認定すべきという見解も少なくない⁴³。これに対して、仲裁法は、ニューヨーク条約5条1項aと同様に、仲裁判断の取消事由、執行拒絶事由を定める44条1項2号・45条2項2号において、仲裁合意の準拠法につき当事者自治と仲裁地法という段階的連結を明文で規定しており、妨訴抗弁の局面においても類推適用すべきとするのが近時の有力説である⁴⁴。

2. 台湾では、最高法院 92 年度(2003 年)台上字第 234 号判決によると、「仲裁合意は当事者間において現在或は将来に生じる紛争について、司法手続の代わりに私的手続である仲裁を選択し、かつ、仲裁判断という方式で紛争解決する合意である。当事者間の仲裁合意以外の実質的契約内容は含まれていない。」と述べられている。つまり、仲裁合意は実質的な債権債務関係が含まれない特殊な契約であるというのが判例上の立場である。従って、台湾の国際私法である渉外民事法律適用法の中には、契約準拠法を定めた第 20 条 1 項において「債務関係を発生させる法律行為及び効力は、当事者の意思によって適用すべき法を定める。」と規定されているが、同条は渉外民事法律適用法第 4 章債権についての規定であるため、債権行為にのみに適用され、仲裁合意の準拠法には直接適用されないとするのは学説の立場である。

かつての学説は、日本の法例 7 条とほぼ同様な内容を定めていた旧渉外民事法律適用法第 6 条 1 項の規定を、仲裁合意の準拠法を決定する法選択規則として類推適用し、当事者自治を認めたうえ、明示の合意がないときに、仲裁地法を当事者による黙示の合意であるとする立場であった45。

⁴² 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 59 頁

⁴³ 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 59 頁

⁴⁴ 松岡博編『国際関係私法入門』(有斐閣、2008年) 350頁[黄軔霆]

⁴⁵ 劉鐵錚=陳栄傳『国際私法論』(三民書店、2011年) 712 頁

従って、その立場によれば、仲裁合意の準拠法の決定について、まず、当事者合意を優先し、明示の準拠法合意がないときは、当事者の黙示意思を探求する。**黙**示意思を探究するにあたって、仲裁合意は主契約と独立しているため、仲裁合意の準拠法は主契約の準拠法と、必ずしも一致するものではないが、仲裁合意の中で仲裁地が選定されているときは、主契約の準拠法に優先して、仲裁地法を仲裁合意の準拠法とする黙示の意思があると解すべきであると主張されている⁴⁶。

3. 私見

以上論述してきたように、仲裁合意の準拠法の決定方法について、日本、台湾ともに当事者自治の原則を優先し、当事者間において合意がない場合については、仲裁地法を仲裁合意の準拠法としている。しかし、仲裁地法を仲裁合意の準拠法とする根拠としては相違がある。具体的には、日本においては、従来の通説としては前述したリングリング・サーカス事件のように、当事者自治がない場合には、黙示意思を探究すべきであると解されたが、仲裁法が制定後、仲裁法第44条1項2号・45条2項2号を類推適用すべきという学説が近時の有力説となっている。つまり、当事者自治があるときには、仲裁法第44条1項2号に基づき当事者の合意により仲裁合意に適用すべき法が仲裁合意の準拠法である。合意がない場合には、仲裁法第45条2項2号の類推適用により、仲裁地法を仲裁合意の準拠法とする。

一方、台湾では、渉外民事法律適用法第 20 条 1 項によると、「債務関係を発生させる法律行為及び効力は、当事者の意思によって適用すべき法を定める。」と規定されている。また、同条 2 項は「当事者間において、明示の意思がないとき或は明示された法律が無効であるときに、最も密接な関係の法によるべきである。」と定められている。これに対して、旧渉外民事法律適用法第 6 条を改正した現行渉外民事法律適用法第 20 条を同じく類推適用する場合に、渉外民事法律適用法第 20 条 1 項の規定を、仲裁合意の準拠法を決定する法選択規則として類推適用すべきであると主張している。従って、台湾において、仲裁合意の準拠法選定としては、まず、第 1 段階は当事者自治により準拠法を決定し、第 2 段階は最も密接な関係地法を探究することになる。

結論として、日本と台湾においては仲裁合意の準拠法について、当事者自治がないときに、仲裁地法を準拠法とする見解に賛成する。なぜならば、仲裁合意の中で仲裁合意の準拠法が明示されていないとしても、仲裁地の選定について、当事者間で通常合意があると考えられるからである。そうすると、たとえクロス式仲裁地を選定しても、当事者にとって、事前に仲裁地に関する情報や法制などを予測し把握することが可能であると思われる。また、主契約準拠法の合意があるとしても、仲裁合意が主契約から独立しているため、

⁴⁶ 劉鐵錚=陳栄傳『国際私法論』(三民書店、2011年) 712 頁

主契約の準拠法合意に拘束されないと解される。従って、仲裁合意準拠法の合意がないときに、仲裁地法が仲裁合意の準拠法として最も相応しいものと考えられる。

第2節 仲裁手続の規則

仲裁手続の準拠法に関して、仲裁地が日本国内にある場合、日本仲裁法上の手続規定を適用すると規定されている(仲裁法3条1項)。これは、仲裁地法説の立場であると考えられる。一方、台湾では明文規定がないが、学説上当事者自治が優先し、合意がない場合には、仲裁地法によるという見解を採用している⁴7。

(1) 仲裁機構

台湾の中華民国仲裁協会(略称中華仲裁協会《CAA》)は1955年に設立され、その後、1996年に財団法人に移行した民間機構である。現在では米国をはじめ、イギリス、日本など20カ国の仲裁機構と協定を締結している⁴⁸。なお、日本においては、1950年に国際商事仲裁委員会が日本商工会議所内に設置され、その後、国際取引の発展に伴う事業の拡大と業務の充実のため、1953年に同商工会議所から独立し、社団法人国際商事仲裁協会として改組された。そして、2003年からは、名称を社団法人日本商事仲裁協会(JCAA)に変更した。さらに、公益法人制度改革に対応し、2009年には一般社団法人に移行した。現在では、アメリカ仲裁協会をはじめ、47箇所の外国仲裁機関と協定を締結している⁴⁹。

(2) 仲裁規則

台湾の中華仲裁協会と日本商事仲裁協会の規則について、一般的には同様であると見られるが、幾つかの相違点について、以下に列挙する。

1. 答弁時期

日本商事仲裁規則第 18 条は「被申立人は、基準日から 4 週間を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した答弁書を協会に提出しなければならない。」と定めている。一方、中華仲裁協会規則第 11 条によると、被申立人は、申立書の通知を受け取った 10 日内に、次に掲げる資料を本協会に提出しなければならないと規定されている。その資料とは、①答弁書、②仲裁代理人が委任する場合は委任書、③仲裁人を選任する場合は、その同意書、である。

2. 仲裁人の数

日本商事仲裁規則第24条1項は「当事者が基準日から3週間を経過する日までに仲裁人の数に関する合意を協会に通知しないときは、仲裁人は1人とする。」と定めている。他方、中華仲裁協会規則第16条には「当事者間に仲裁人についての約定があれば、その約定に従う。仲裁人及び選定方法について、約定がないときは、当事者双方から各1名の仲裁人を選定し、双方から選定した

⁴⁷ 劉鐵錚 = 陳栄傳『国際私法論』(三民書店、2011年) 715 頁

⁴⁸ http://www.arbitration.org.tw/ 平成 25 年 10 月 18 日に検索

⁴⁹ http://www.jcaa.or.jp/ 平成 25 年 10 月 18 日に検索

仲裁人によって、3 人目の仲裁人を主任仲裁人として推薦し、かつ、本協会から当事者に書面で通知する。」と規定されている。

3. 和解

日本商事仲裁規則第 47 条は「当事者全員の書面または口頭による承諾がある場合には、仲裁廷は、和解を試みることができる。」と定めている。一方、中華仲裁協会規則第 35 条には「仲裁廷は仲裁判断を下す前に、当事者双方に和解を試みることを勧告することができる。」と規定されている。

4. 仲裁判断

日本商事仲裁規則第53条は「仲裁廷は、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、その日から5週間を経過する日までに、仲裁判断をしなければならない。ただし、仲裁廷は事件の難易その他の事情により必要があると認めたときは、その期間を8週間以内の適当な期間とすることができる。」と定めている。これに対し、中華仲裁協会規則第41条には「仲裁判断書は、審問終結を宣告した日から10日内に作成しなければならない。」と規定されている。

以上のように、日本商事仲裁協会と中華仲裁協会の規則は、幾つかの違いが見られる。まず、日本商事仲裁規則の各条文の内容をみると、例えば、基準日の定義を定めるなど、丁寧かつ明確な規則であるという印象をうける。一方、台湾の場合は、簡略のあまりに、充実した規定がされていないように感じられる。

つぎに、仲裁判断を下す手続期間については、日本の場合は最大8週間を与えているのに対して、台湾の場合はただの 10 日以内という規定である。これは、台湾仲裁法第 33 条の規定と同様であるが、仲裁人にとって、かなりの負担を強いることになろう。このような規定になった理由の一つとして、台湾仲裁法第 21 条によれば、「仲裁手続の進行について当事者が合意していないときは、仲裁廷は、仲裁人として選定された通知を受けた日から 10 以内に仲裁の場所及び尋問の期日を決定して当事者双方に通知し、かつ、6ヵ月以内に仲裁判断書を作成しなければならない。必要なときはこれを3ヵ月延長することができる。」と規定しているからである。このため、中華仲裁協会は、夜中であっても審問室を開放して集中継続した審理を可能にするよう配慮しており、ほとんどの判断は期間内で下され、非常に短期間での紛争解決が実現されているとされる50。

さらに、答弁時期について、日本商事仲裁協会では、基準日から4週間までと定められている。ほかの仲裁機構を例として挙げてみれば、中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁規則第15条によると、45日以内という規定が設けられている。これに対し、台湾の場合は10日以内という期間であり、極めて短期間

⁵⁰早川吉尚=陳一「台湾仲裁法の改正動向(1)」JCA ジャーナル・第 45 巻 5 号(1998/5)6 頁

である。被申立人が 10 日以内で答弁することが可能であろうか。十分な準備期間を与えていないと防御権を侵害する恐れがある。例えば、日本においては、仲裁法の仲裁判断取消事由第 44 条 1 項 4 号、仲裁判断承認拒絶事由第 45 条 2 項 4 号とともに、「当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。」と規定している。これは、仲裁手続において当事者が十分な主張立証をする機会を与えられず、手続保障を欠いたと認められるときは、仲裁判断の拘束力を正統化する根拠を欠くからである⁵¹。つまり、被申立人に 10 日以内での答弁を求める台湾の仲裁による仲裁判断は、日本において、承認されないという懸念を抱える。ちなみに、ニューヨーク条約の仲裁判断承認拒絶事由第5条1項(b)号は「判断が不利益に援用された当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通知を受けなかったこと又はその他の理由により防御することが不可能であったこと。」と規定している。そして、モデル法第 34 条 2 項(a)号(ii)、第 36 条 1 項(a)号(ii)においても、同様な規定が定めている。

第3節 仲裁判断の準拠法

仲裁廷における審理に基づいた仲裁人の見解は、仲裁判断によって示される⁵²。 ニューヨーク条約と台湾仲裁法においては、仲裁判断の準拠法について、明文の 規定がない。モデル法第 28 条 (紛争の実体に適用される規範)、日本仲裁法第 36 条は、ともに仲裁判断において準拠すべき法について規定している。

(1) 当事者の合意により定められた法令(仲裁法第36条1項)。

「法」としては、法律の規定その他の規範を指すものである。仲裁判断の根拠となる規範は、当事者の合意に基づくものである。その際、準拠すべきものとして、一つの国の法令が定められた場合において、反対の意思が明示的に表明されていない限り、抵触法は含まれず、準拠すべき法令とはみなされない⁵³。

(2) 合意がない場合は、紛争に最も密接な関係がある国の法令であって事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない(36条2項)。

仲裁判断の準拠法は第一次的に当事者の合意により定めるが、そのような合意が認められない場合に、第二次的には当該民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令による⁵⁴。それは、仲裁判断において準拠すべき法の選択を仲裁廷にゆだねるものとする規律を採用しなかったことを意味している。この規律は、モデル法第 28 条 2 項と異なっている。その趣旨は、より実務の運用に沿っていると判断されたこと、紛争との関連性を要件として適用すべき法を直接決定する方が、当事者の予測可能性と法的安定性の確保により資すると考えられることである⁵⁵。

⁵¹ 山本和彦=山田文『ADR仲裁法』(日本評論社、2008年) 338 頁

⁵² 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 206頁

⁵³ 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 207頁

⁵⁴ 山本和彦=山田文『ADR仲裁法』(日本評論社、2008年) 355 頁

⁵⁵ 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』(商事法務、2003年) 201頁

(3) 衡平と善(36条3項)。

仲裁法は、当事者双方の明示された求めがあるときに限り、法によらずに仲裁、すなわち**衡**平と善による仲裁を規定している。「**衡**平と善」とは、その事案に適した具体的正義の原理や条理を指すものである⁵⁶。

(4) 慣習(36条4項)。

本項は、契約及び慣習の重要性を強調するため、仲裁廷が契約の定めに 従って判断し、取引に適用される慣習を考慮すべき旨を確認的に定めたも のである⁵⁷。

一方、台湾法において、仲裁判断の準拠法を定めた明文の規定がない。台湾仲裁法第31条は、「仲裁廷は、当事者による明示の合意があったときは、衡平の原則を適用して判断をなすことができる。」と定めている。つまり、衡平の原則があるが、当事者が衡平の原則に基づく仲裁判断を求めていない場合は、仲裁廷は裁判所と同じように職権で準拠法を判断しなければならない。しかし、仲裁判断の準拠法に関する規定はないため、裁判と同じく渉外民事法律適用法第20条の規定を類推適用し、当事者自治を優先し、合意がない場合には、仲裁地法によると解されている58。

⁵⁶ 山本和彦=山田文『ADR仲裁法』(日本評論社、2008年) 355 頁

⁵⁷ 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』(商事法務、2003年) 202 頁

⁵⁸ 劉鐵錚=陳栄傳『国際私法論』(三民書店、2011年) 719 頁

第4章 台湾における外国仲裁判断の承認・執行―主に日本法と比較して 第1節 適用法令

台湾においては、外国仲裁判断の承認・執行に関する法令として、台湾仲裁法 第 47 条から第 51 条の規定があり、これらの規定により外国仲裁判断の承認・執 行が判断される。

日本では、かつて仲裁法制定以前において、外国仲裁判断の承認・執行に関す る法規については、判例上主に、公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律 799条 ~805 条、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 4 条~7 条、そして、二国 間条約などにより判断されたとみられる。現在では、仲裁法第45条と第46条の 規定による。また、前述した条約に関しては、1923年の「仲裁条項ニ関スル議定 書」、1927 年の「外国仲裁判断の執行に関する条約」及び 1958 年の「外国仲裁判 断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)59の締約国である。そして、 仲裁に関する条項を有する二国間条約(多くは通商条約)が18ヵ国60との間で締 結されている。その内容は一様ではなく、わが国と相手国の両国民間の仲裁契約 の承認、仲裁判断の承認・執行についての要件と手続を定めるもの(例えば、日 米友好通商航海条約61)、外国貿易団体との商事契約から生ずる紛争の仲裁判断の 承認・執行の要件と手続を定めるもの(例えば、旧ソ連邦ほか東欧諸国との通商 条約62)、両国に共通の多数国間条約によるとするもの(日英通商航海条約)、当 事者の友好的協議と仲裁とによって解決すべきことを宣言するにとどまるもの (日中貿易協定)などがある63。ほかには、先進国から発展途上国への民間投資 に関する紛争解決を目的とする仲裁手続を定めた多数国条約として、世界銀行の 主導により 1965 年にワシントンで採択された「国家と他の国家の国民との間の 投資紛争解決に関する条約」(投資紛争解決条約)がある64。

一方、台湾は国連に加盟できないためニューヨーク条約に加入できないので、 国際仲裁に関する条約がない。また、中国、香港及びマカオ地区で下された仲裁 判断については、中華民国領域外においてなされた「外国仲裁判断」に該当せず、 また中華民国領域内において、中華民国仲裁法によってなされた「内国仲裁判断」 にも当たらない、その承認執行については、後述の第5章と第6章にて詳細に論

⁵⁹ 日本は1961年ニューヨーク条約に加入した。

⁶⁰ 小林秀之『国際取引紛争〔第3版〕』(弘文堂、2003年) 218 頁。仲裁に関する国際仲裁・通商条約締約国一覧表(JCA ジャーナル・第46巻5号(1999/5)62頁参照)。その後、有力な文献が見当たらない。

⁶¹ 日米友好通商航海条約のほかに、ペルー、アルゼンチン、エル・サルバドル、パキスタンとの間の通商航海条約(エル・サルバドルとの間では通商協定)に同様の規定がある。高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 58 頁参照

⁶² 旧ソ連邦との通商条約(ロシア連邦が承継)のほかに、日本とポーランド、旧ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーとの間の通商(航海)条約に同様の規定がある。ドイツ民主共和国との間の通商条約は1990年10月に同国がドイツ連邦共和国との統一条約により、ドイツ連邦共和国の一部となり、上記通商条約を承継しなかったため、同条約は効力を失った。また、チェコスロヴァキアとの通商条約は1992年10月17日に終了した。高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年)58頁参照

⁶³ 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年) 35 頁

⁶⁴ 松岡博『現代国際私法講義』(法律文化社、2008年) 339 頁

述する。

第2節 外国仲裁判断の承認執行に関する規定

(1) 仲裁判断の定義

1.日本では、仲裁法第 45 条 1 項前段によれば、「仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下本章において同様。)は、確定判決と同一の効力を有する。」と規定している。すなわち、仲裁法において、内国仲裁判断と外国仲裁判断を区別せず、基本的には国内仲裁判断に準じて、確定判決と同一の効力を持つものである。その根拠として、外国仲裁判断も、仲裁判断として国内仲裁判断に準じて尊重されるべきであるとするのが、いずれの国にも妥当する国際的な根本規範(国際社会における法の一般原則)になっているからと説明される⁶⁵。一方、仲裁法制定前では、公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律 800 条以下が直接適用される国内仲裁判断と国際条約等が適用される外国仲裁判断との区別の基準について、仲裁手続および仲裁判断が行われた地をもって区別する「手続地説」と、仲裁契約の準拠法をもって区別する「準拠法説」の二つが有力である⁶⁶。

2. 台湾においては、台湾仲裁法第 47 条 1 項によると、「中華民国の領域外においてなされた仲裁判断または中華民国の領域内において外国の法律によりなされた仲裁判断は、外国仲裁判断とする。」と規定されている 67。

この規定は旧商務仲裁条例第30条1項⁶⁸の規定を修正したもので、後半の「または中華民国の領域内において外国の法律によりなされた仲裁判断」の文言を追加した。過去において、実務的に中華民国の領域内で外国の法律によってなされた仲裁判断は、旧商務仲裁条例による執行ができないことで問題があった。このような問題を回避すると同時に、その規定の国際化を図るために「領域説⁶⁹」と「準拠法説⁷⁰」という二つの観点を導入した結果、前記の修正がなされた。

但し、中国、香港及びマカオ地区においてなされた仲裁判断は、外国仲裁判断 に該当せず、従前通り特別仲裁判断として認可される。

(2) 効力及び執行条件

日本仲裁法では、仲裁法第 45 条 1 項に、「仲裁判断は、裁判所の確定判決と同一の効力を有する。」と規定している。すなわち、既判力及び執行力がある。ただし、執行力については、裁判所の執行決定を経ることを要するとされている⁷¹

⁶⁵ 小林秀之『国際取引紛争〔第3版〕』(弘文堂、2003年) 229 頁

⁶⁶ 小林秀之『国際取引紛争〔第3版〕』(弘文堂、2003年) 229 頁

⁶⁷ 仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年)285頁〔陳一訳〕参照

⁶⁸ 旧商務仲裁条例第 30 条 1 項は、「中華民国の領域外においてなされた仲裁判断を外国仲裁判断とする。」と規定されていた。

⁶⁹ 仲裁法第47条1項前段「中華民国の領域外においてなされた仲裁判断」

⁷⁰ 仲裁法第47条1項前段「中華民国の領域内において外国の法律によりなされた仲裁判断」

⁷¹ 出井直樹·宮岡孝之『Q&A新仲裁法解説』(三省堂、2004年) 144 頁

(仲裁法第46条)。

台湾においては、台湾仲裁法第 47 条 2 項によると、「外国仲裁判断は、裁判所に申し立て不認の決定を得れば、執行名義となる。」と規定されている⁷²。

一方、国内の仲裁判断は仲裁法第37条1項には「仲裁人の判断は、当事者間において裁判所の確定判決と同一の効力を有する」と規定されている。また、強制執行は同条第2項前段に「仲裁判断は申立てに対し裁判所が執行の決定をなしたときに限り強制執行することができる」と規定されている。従って、国内の仲裁判断の効力はすでに法律で承認されており、裁判所における承認は必要でないが、外国仲裁判断の効力は裁判所による申立手続によってのみ承認される。

その手続としては、仲裁法第 48 条は、「外国の仲裁判断の承認の申立ては、裁判所に次に掲げる書類を添えて申立状を提出しなければならない。

1、仲裁判断書の正本または認証を経た謄本。2、仲裁契約の原本または認証を経た謄本を適用した場合はその全文または抄本。前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、中国語の訳本を提出しなければならない。

第1項1号、2号にいう認証とは、外国に駐在する中華民国の大使館、領事館、 代表所、事務所またはその他政府が授権した機関がなす認証をさす。

第1項の申立書は、送達を受けるべき相手方の人数分の謄本を提出し、裁判所より送達しなければならない⁷³。」と規定している。

(3) 仲裁判断の承認棄却理由

- 1.台湾仲裁法第49条第1項によると、「当事者がその承認を申し立てる外国仲裁判断が各号の一に該当する場合においては、裁判所はその申立てを棄却しなければならない。」
 - ①仲裁判断の承認または執行が中華民国の公の秩序または善良の風俗に反するとき。

裁判所は、外国仲裁判断が公序良俗に反するときに、その仲裁判断の承認 を職権に基づいて棄却とする。

日本では、裁判所により仲裁判断の執行決定申立を棄却する規定を定めている仲裁法第45条2項各号の事由(いわゆる「執行拒絶事由」)中の同条2項9号に、「仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。」と規定している。また、ニューヨーク条約第5条2項(b)号には、「判断の承認及び執行がその国の公の秩序に反すること。」と定められている。そして、モデル法第34条2項(b)号(ii)にも同様の規定がある。

訴訟実務上、外国の仲裁判断の承認・執行について、中華民国の公序良俗に反するか否かについて、以下の最高裁判例がある。

最高法院 1984 年 5 月 18 日 73 年度台抗字第 234 号決定74 (最高法院民刑

⁷² 仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年)285頁〔陳一訳〕参照

⁷³ 仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年)286頁〔陳一訳〕参照

⁷⁴ 林俊益(呉松枝訳)「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(2)」JCA ジャーナル 1993 年 12 号 27 頁

事裁判選集第5巻1期643頁)

事実概要:申立人(米国法人)は被申立人(台湾法人)に対し、米国仲裁協会により作成した仲裁判断の承認・執行の申立を行った。台湾高等法院はこの仲裁判断において、米国仲裁協会の仲裁人が六日間の仲裁調停中に、ただ半日しか被申立人に対し答弁を与えていなかったことは、仲裁手続きにおいて、重大な瑕疵がある。また、本件仲裁契約について、その契約の総額が百万ドルを超えていなく、かつ、被申立人がすてに契約を履行しているのに対し、申立人に対する99万5千ドルの損害賠償を命じることを明らかに不公平であり、公序に反するなどの理由でこの仲裁判断の承認・執行の申立を棄却した。

判旨(要約):仲裁手続において、異議があるときには、仲裁で申立をすべきであり。また、賠償金額については、実体上の問題であり、公序問題に及ばないと判示した。

結論として、命じられた損害賠償額が過大か否かについては、公序良俗に 反しないという見解をとった。

②仲裁判断における紛争事項が中華民国の法律により仲裁ができないとき。

この規定に関しては、前述した第3章第1節中に記述された仲裁適格性の問題である。すなわち、仲裁で解決できる紛争は、台湾仲裁法第1条2項に「前項にいう紛争は、法律上和解が可能なものに限る」と規定し、紛争が法律によって和解できないものに対する外国の仲裁判断の承認は、当然棄却される。

日本仲裁法第 45 条 2 項 8 号に、「仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。」と規定している。また、ニューヨーク条約第 5 条 2 項(a)号には、「紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。」と定められている。そして、モデル法 34 条 2 項(b)号(i)にも同様の規定がある。

2. 台湾仲裁法第 49 条 2 項によると、「外国の仲裁判断の判断地国または判断において適用された仲裁法規の所属国が中華民国の仲裁判断を承認しない場合においては、裁判所は申立てを決定により棄却することができる。」と規定されている75。

この背景には、例えば英国、米国、フランスなどの仲裁先進国は、すでに国際連合のニューヨーク条約に加入しており、かつ加入時に留保条項が付されていることがある。その内容は、「いかなる国も、この条約に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入し、又は第 10 条の規定に基づき適用の拡張を通告するに当たり、他の締約国の領域においてされた判断の承認及び執行について

⁷⁵ 仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年)286頁〔陳一訳〕参照

のみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基づき宣言することができる(ニューヨーク条約第 1 条 3 項前段)」。中華民国は国際連合から脱退しているので、ニューヨーク条約に加入することはできない。中華民国領域内においてなされた仲裁判断は、留保条項を宣言した締約国の裁判所での承認と執行を求めることはできないという見解がある 76。 従って、旧商務仲裁条例第 32 条 2 項 (現法仲裁法第 49 条 2 項) に互恵原則の規定が設けられているため、外国仲裁判断の承認に対して重大な障害になりうる。

しかし、1982年旧商務仲裁条例の公布から10年が経過した時点において、 中華民国の最高法院は、国際商事仲裁の世界的潮流及び国際礼譲の精神のもと に、米国、英国などの仲裁判断について、中華民国の裁判所における承認と執 行を認めた。例えば、最高法院 1986 年 8 月 7 日 75 年度台抗字第 335 号決定77 では「商務仲裁条例第32条第2項によれば、外国仲裁判断がその判断地が中 華民国の仲裁判断を認めないとき、裁判所はその外国仲裁判断の承認の申立を 棄却し得るとあるが、この互惠原則は、外国仲裁判断がなされた判断地国が、 先に中華民国の仲裁判断を認めてから、はじめて中華民国がその外国仲裁判断 を認めることができることを意味しない。 さもなければ、礼譲の精神を失する ばかりでなく、国際間の司法協力関係の促進に対しても障害となる。あわせて 前述条例の規定は、その判断地国が中華民国の仲裁判断を認めないときは、中 華民国の裁判所はその外国仲裁判断の承認の申立を棄却『すべき』でなく、た だ棄却『し得る』とあるのをみれば明らかである。」と判示して、英国の仲裁 判断の承認・執行を認めた。従って、この最高法院の決定は、国際商事仲裁の 国際性および商事性を認識し、さらに国際礼譲の精神と国際間の司法協力の立 場から、旧商務仲裁条例第32条第2項の「承認の申立を棄却し得る」との文 言を弾力的に解釈したものと考えられる78。

(4) 承認申立に対する相手方の承認棄却の申立

台湾仲裁法第 50 条は、「当事者がその承認を申し立てる外国仲裁判断が次の各号の一に該当する場合においては、相手方は通知を受けた日から 20 日以内に裁判所にその棄却を申し立てることができる。」と規定している⁷⁹。

①仲裁契約が、当事者が適用されるべき法律により無能力者であるため効力が生じないとき。

日本仲裁法第45条2項1号に、「仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。」と規定している。また、ニューヨーク条約第5条1項(a)号の中に、その当事者に適用される法令により無能力者であっ

⁷⁶ 林俊益(呉松枝訳)「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(2)」JCA ジャーナル 1993 年 12 号 28 頁

⁷⁷ 最高法院民刑事裁判選輯第7卷2期520頁、王志興編『仲裁法判解要旨彙編』(中華民国仲裁協会、2006年)301頁

⁷⁸ 林俊益(呉松枝訳)「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(2)」JCA ジャーナル 1993 年 12 号 28 頁

⁷⁹ 仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年)286頁〔陳一訳〕参照

たことと定めている。モデル法第 36 条 1 項(a) 号(i) にも同様な規定がある。 仲裁は仲裁契約の存在に基づくものであるから、仲裁契約の有効性が必要と なる。したがって、仲裁契約が当事者の無能力によって効力が生じない場合、 その仲裁契約は初めから存在しないものである⁸⁰。すなわち、当事者が完全な 行為能力を有しなかったことにより、仲裁合意が無効である⁸¹。

②仲裁契約が、当事者の合意した法律により、または、その合意がない場合においては判断地法により無効であるとき。

日本仲裁法第 45 条 2 項 2 号に、「仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。」と規定している。また、ニューヨーク条約第 5 条 1 項(a) 号、モデル法第 36 条 1 項(a) 号(i)にも同様な規定がある。

この問題については、前述した第3章第1節仲裁合意の準拠法の中で、仲裁判断取消し、承認・執行の局面における仲裁合意準拠法の決定に関する問題である。すなわち、台湾では、仲裁契約が当事者の合意によって指定した法律、または、合意がない場合は判断地法により無効であるとき、裁判所が外国仲裁判断を認める理由がないであろう⁸²。そして、日本も同様に当事者自治、仲裁地法という2段階の連結を定める規定を置いている。

③当事者の一方が仲裁人の選定または仲裁手続の通知すべき事項につき適正な 通知をうけていないとき、または仲裁において正当な手続を欠くと認めるに足 りるその他の事由があるとき。

この規定は日本仲裁法第 45 条 2 項 3 号と 4 号に相当するものである。また、ニューヨーク条約第 5 条 1 項 (b) 号、モデル法第 36 条 1 項 (a) 号 (ii) にも相当する。

仲裁が公正かつ適正に行われるためには、最小限度の手続基準に従う。この手続基準は、当事者が手続および審問につき適正な通知を受けていること、仲裁廷が適正に構成されていることが保証されるよう意図している。他に、仲裁手続が、準拠法の強行規定に従うべき事項を除き、当事者の合意に従っていること、当事者が平等に扱われ、公正な審問を受けることにより、それぞれの主張を述べる機会を充分かつ適正に与えられることなども保証されていると考えられる⁸³。

⁸⁰ 梁満潮「中華民国における外国仲裁判断の承認と執行の一考察」国際商事法務・ Vol. 28, NO. 8 (2000) 949 頁

⁸¹ 小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 261頁

⁸² 楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(下)」JCA ジャーナル・第 47 巻 9 号(2000/9)33 頁

⁸³ 楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(下)」JCA ジャーナル・第 47 巻 9 号(2000/9)33 頁

④仲裁判断が仲裁契約の目的たる紛争に関係しない、または仲裁契約の範囲を超えたとき。但し、かかる部分を除去すれば成立できるときは、その余の部分についてはこの限りでない。

日本仲裁法第 45 条 2 項 5 号に、「仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。」と規定している。また、ニューヨーク条約第 5 条 1 項(c)号、モデル法第 36 条 1 項(a)号(iii)にも相当する記述がある。

仲裁人の権限は、当事者の仲裁契約に基づくものであるから、紛争に関連しない事項について判断をした仲裁判断または仲裁契約の範囲を超えた仲裁判断は、基本的には承認されるべきではないことは明白である。このような規定はすでに旧法⁸¹に含まれていたが、新法はその表現を変更し、ニューヨーク条約やモデル法にみられる関連規定により近いものとした⁸⁵。

⑤仲裁廷の構成または仲裁手続が当事者の合意に従っていなかったとき、または、 そのような当事者の合意がなかった場合においては仲裁地法に従っていなか ったとき。

日本仲裁法第 45 条 2 項 6 号に、「仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。」と規定している。また、ニューヨーク条約第 5 条 1 項(d)号、モデル法第 36 条 1 項(a)号(iv)にも相当する。

旧商務仲裁条例第 33 条 1 項 1 号によれば、「仲裁の構成または仲裁手続が、仲裁判断がなされた国の法律に従っていないとき、法院に対しその申請の棄却を申し立てることができる。」とされている。しかし、これには、以下のような明らかな表現上の欠点があり、仲裁法ではこれらが修正された。第 1 に、「仲裁の構成」となっていた表現を「仲裁廷の構成」に変更した。第 2 に、当事者の合意によって、仲裁契約において、仲裁廷の構成または手続を指定することができることが追加された。従って、仲裁法では、仲裁廷の構成または仲裁手続に関して、「当事者の合意」と「仲裁判断地の法」という二つの基準を定めている⁸⁶。

⑥仲裁判断が当事者を拘束するものとなるに至っていないとき、または、管轄機 関により仲裁判断が取消もしくはその効力が停止されたとき。

日本仲裁法第45条2項7号に、「仲裁地が属する国(仲裁手続に適用された

⁸⁴ 旧商務仲裁条例第 22 条 1 項に、「仲裁判断と仲裁契約の目的の紛争と関係がないとき、法院は、執行の決定をすることができず、同時にその申請を棄却する。」と規定されていた。 張有忠訳『中華民国六法全書』(日本評論社、1993 年) 266 頁

⁸⁵ 楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(下)」JCA ジャーナル・第 47 巻 9 号 (2000/9)33 頁

⁸⁶ 楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(下)」JCA ジャーナル・第 47 巻 9 号(2000/9)34 頁

法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該国)の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。」と規定している。また、ニューヨーク条約第 5 条 1 項 (e) 号、モデル法第 36 条 1 項 (a) 号 (v) にも相当する。

外国仲裁判断の承認・執行は、遅くとも、その申立が認められ、執行が行なわれる時点において、その仲裁判断の最終性と有効性が前提となっている。仲裁判断の拘束力を有しないとき、または、仲裁判断が行われた国の裁判所により、取り消されたか停止されたときは、その執行を求められる国の裁判所は承認・執行の申立を棄却することができる87。

以上のように、台湾仲裁法が定める外国仲裁判断の承認に関する規定は、第49条2項の互恵原則の規定を除いて、実質的にニューヨーク条約とモデル法を参考とした日本仲裁法の規定とほぼ同様である88。

(5) 仲裁判断の承認または執行の停止と取消

仲裁法第51条1項によると、「外国の仲裁判断につき裁判所の承認手続または強制執行手続が終結する前に、当事者が仲裁判断の取消またはその効力の停止を申立てたときは、裁判所は申立てにより相当かつ確実な担保を立てさせてその承認または執行手続の停止を決定することができる。」と規定されている89。

すなわち、裁判所は、被申立人の請求があれば、執行手続を停止し、執行を争 う被申立人に対し担保を提供するよう命令することができる⁹⁰。

また、同条 2 項は、「前項の外国仲裁判断が法により取消されそれが確定したときは、裁判所はその承認の申立てを棄却し、または、申立てによりその承認を取消さなければならない。」と規定されている⁹¹。もし強制執行手続がすでに終了しているときに、承認が取消された場合、この時点における不服のある当事者がとりうる唯一の救済は、申立人に対して新たに民事訴訟を提起することであろう⁹²。

⁸⁷ 楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(下)」JCA ジャーナル・第 47 巻 9 号 (2000/9) 34 頁

⁸⁸ 陳逸竹・井口直樹「日台商事紛争の解決手段―訴訟・仲裁比較」JCA ジャーナル、ル, NO. 611 (2008/5) 20 頁

⁸⁹ 日本仲裁法第46条3項に相当。

⁹⁰ 楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(下)」JCA ジャーナル・第 47 巻 9 号 (2000/9)34 頁

⁹¹ 仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年) 286頁〔陳一訳〕参照 92 楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(下)」JCA ジャーナル・第 47 巻 9 号 (2000/9) 35 頁

第3節 裁判例

2008年末時点で、台湾の裁判所に外国仲裁判断の承認・執行を申立てた外国仲裁判断は 41 件である。その内訳は、米国 14 件93 (10 件承認)、英国 13 件94 (10 件承認)、韓国 2 件95 (1 件承認)、フランス 1 件96 (承認)、スイス 1 件97 (承認)、国際商業会議所国際仲裁裁判所 (ICC) 5 件98 (承認)、マレーシア 1 件99 (不承認)、南アフリカ 1 件100 (不承認)、日本 2 件101、ベトナム 1 件102 (承認) である103。それ以降も、多くの事例があり、本稿はマレーシア、日本と米国をはじめとして、幾つかの外国仲裁判断の承認・執行が申立てられた裁判例を紹介する。

(1) マレーシアでなされた仲裁判断

マレーシア法人賓麥爾会社 v. 達力実業株式会社(台湾台北地裁83年度仲声第17号、不承認)

事実概要:

申立人はマレーシアの法律により設立された会社である。民国 77年 (1988年) に被申立人と 5 件のゴム売買契約を締結した。契約締結後、被申立人は契約履行を拒否した。売買契約において、本件売買契約の履行については、紛争が生じる場合にマレーシアゴム協会の規則に基づいて紛争解決するとしている。なお、同協会の規則第 7 条第 C 章の規定により、契約不履行に関

⁹³ 仲裁判断を承認しなかった判例: 1. 米国法人労森・路易士匹特綿花会社 v. 順基紡織株式会社、最高法院 76 台抗 409 号裁定。 2. 今復貿易会社 v. 米国法人伊阿保羅会社、台湾高等法院 84 抗 1687 号 (仲裁判断が取消された)。3. 艾爾佛器会社 v. 信湾実業株式会社、台北地院 83 仲声 11 号裁定 (仲裁手続の送達不適合)。 4. オランダ属安地列斯郡島法人普羅阿比特 v. 弘崧国際株式会社、台北地院 86 仲声更 1 号裁定 (互惠原則欠如)。

⁹⁴ 仲裁判断を承認しなかった判例: 1.ベルギー法人 N. V. SCA"会社 v. 信太紡織株式会社、最高法院 77 台抗 135 号裁定 (申立人により申立撤回)。 2. 米国法人万利礦株式会社 v. 義新株式会社、最高法院 86 台抗 270 号裁定。 3. AZZURA YACHING ITALIA SRL v. 大新遊覧船株式会社、台南地院 89 声 858 号裁定。

⁹⁵ Lepard Co., TD v. 高鑫昌株式会社、板橋地院 90 仲声 6 号裁定 (不承認) (資料未提出)、板橋地院 91 仲声 3 号裁定 (不承認)。

⁹⁶ フランス法人達飛汽船会社 v. 安利船務代理会社、台北地院 85 仲執 4 号裁定 (承認)。

⁹⁷ パナマ法人○○会社 v. ○○鋼鉄株式会社、高雄地院 86 仲声 2 号裁定 (承認)。

⁹⁸ 第 1 件:英国法人京城会社 v. 正信実業株式会社、台北地院 75 仲 5 号裁定(承認)。第 2 件:米国法人史克美占会社 v. 新万仁化学製薬株式会社、台中地院 87 仲声 3 号裁定(承認)、台中高等分院 89 抗 1 号裁定抗告棄却。第 3 件:Fersam AG v. 培青企業株式会社、台北地院 90 仲声 3 号裁定(承認)、台湾高等法院 90 抗 3935 号裁定抗告棄却。第 4 件:APPLE COMPUTER, INC v. 大同株式会社、台北地院 90 仲声 14 号裁定(承認)、台湾高等法院 92 抗 38715 号裁定抗告棄却。第 5 件:Carlyle Asia Pariners, L. P. v. 太平洋建設株式会社、台北地院 94 仲訴 10 号裁定(承認)。

⁹⁹ マレーシア法人賓麥爾会社 v. 達力実業株式会社、台北地院 83 仲声 17 号裁定(互恵原則 欠如)

¹⁰⁰ 米国法人博格株式会社 v. 味宜実業株式会社、台湾高等法院 81 抗 962 号裁定 (仲裁手続の不適合)

¹⁰¹ 不承認の1件は、慶福造船株式会社 v. Princess Line S.A. 、高雄高等分院 86 抗 1091 号裁定、承認の1件は後述する。

¹⁰² Quang Ngai Agricultural Products and Food v. 杏豪貿易株式会社、高雄高等分院 92 抗 687 号裁定。

¹⁰³ 林俊益『大陸及び香港地区においてなされた仲裁判断が台湾で認可された裁判集』(中華民国仲裁協会、2008年) 380 頁参照

する紛争については、マレーシアゴム協会を通じて、仲裁を求めた。結果、 民国 78 年 6 月 10 日に、仲裁人により仲裁判断が下された。しかし、被申立 人は依然不履行のため、仲裁判断の承認・執行の申立を中華民国の裁判所に 提出した。

判旨:

外国仲裁判断は、商務仲裁条例第 32 条第 2 項の規定により、その判断地国が中華民国の仲裁判断を承認しない場合においては、裁判所は申立てを決定により棄却することができる。マレーシアは 1958 年の互恵裁判条例に基づき、イギリス連邦以外の国においてなされた仲裁判断は承認しないとしている。これは、民国 84 年 1 月 16 日わが国のマレーシア駐在代表所により、マレーシア(84) 字第 840033 号の公文により確認した。マレーシアはわが国の仲裁判断を承認しないという前提で、本件申立人はマレーシアの仲裁判断の承認を申立てるということは、前記の通り妥当ではなく、申立を棄却すべきである。

私見:本件は旧商務仲裁条例第32条第2項(現法仲裁法第49条第2項)の互 恵原則に基づき、マレーシアの仲裁判断が承認されなかった事案である。 マレーシアはイギリス連邦以外の国においてなされた仲裁判断を承認 しないという立場を採っている。よって、台湾はその仲裁判断を承認で きる国として対象外であることが明らかである。結論として相手国が明 示的に台湾の仲裁判断を承認されないという事実があれば、台湾裁判所 はその国の仲裁判断を承認しないことになる。

(2) 日本でなされた仲裁判断

事例 1: 鈞慶有限会社 v. 有限会社ラソドバツゲ (台湾台北地裁 93 年度仲声第 16 号裁定承認、台湾高等法院 94 年度抗字第 433 号裁定棄却、確定) 事実概要:

民国 90 年 10 月(2001 年 10 月)に、被申立人が製造した幼稚園児向けのバック及び靴袋(以下、「本商品」という)を申立人に販売する製造委託売買契約を締結した。申立人は本契約に基づいて、民国 91 年 9 月 26 日及び 11 月 21 日に、被申立人から総数量 3,930 個、総額 8,563 ドルの商品を購入し、92 年 1 月に代金を支払った。被申立人は 91 年 11 月から 92 年 1 月の間に本商品を申立人に引渡したが、しかし、商品の品質に重大な瑕疵があった。この原因により、申立人の取引先から損害賠償を求められた。申立人は何度も被申立人に対し、問題解決を求めたが被申立人はこれに応じなかった。仕方なく、自ら工場に依頼し、商品を製造して、取引先に対して商品の交換を行ったため、総額 4,181,796 円の損失を被った。損失費用を被申立人に請求したが、拒否された。そこで、申立人は契約の仲裁条項に基づき、社団法人日

本商事仲裁協会(旧社団法人国際商事仲裁協会)¹⁰⁴に仲裁の申立てを提出した。当協会は93年3月31日に、申立人の請求を認める仲裁判断を下した。一方、被申立人は、仲裁合意の不存在と当該契約は申立人が一方的に作成した定型契約であり、民法第247条¹⁰⁵の規定により無効とすべきであると主張し、さらに、日本は中華民国の仲裁判断について承認していないし、中華民国との承認における相互の保証或いは二国間条約も存在しないとして、仲裁法第49条第2項の互恵原則の規定により承認を拒否すべきとも主張した。判旨:

1. 本件当事者間の仲裁契約は、紛争解決については、合意により国際商事仲裁協会(現日本商事仲裁協会)の規定に基づき、東京で仲裁を行うという明文の規定がある。次に、仲裁法第 49 条第 1 項の規定によると、当事者がその承認を申し立てる外国仲裁判断が各号の一に該当する場合においては、裁判所はその申立てを棄却できる。本件仲裁判断の内容を見ると、承認或いは執行について、我が国の公の秩序或いは善良の風俗に反するものではない。かつ、本件製造委託売買契約の紛争は、我が国の法律上、仲裁により解決することが出来ないものではない。従って、当該仲裁判断は仲裁法第 49 条 1 項の規定には該当しない。仲裁契約に基づき日本商事仲裁協会においてなされた仲裁判断は、被申立人に対して拘束力がある。仲裁法第 49 条第 1 項の所定の事由が存在しない故に、申立人が仲裁判断の承認の申立てをすべきである。原法院が承認を許可することは、法律上違法ではない。

2.・・・被申立人にとっては、東京の国際商事仲裁協会により紛争を解決することについて十分認識出来るはずである。被申立人が主張する仲裁合意の不存在は、採用できない。しかも、日本仲裁法第 50 条第 3 項【ママ】 106の規定により、当事者の一方が仲裁手続において、必要とされる通知を受けなかったときは、裁判所により申立てを棄却することができる。本件被申立人は申立人から仲裁の申立てを受けた後に、仲裁合意不存在の訴えを提出しなかった。従って、仲裁合意不存在の訴えは採用できない。

3. 被申立人は日本国が中華民国の仲裁判断を承認していないため、仲裁法第49条第2項の規定により、法院は裁定を棄却すべきという主張をしてい

^{104 2003}年(平成 15年)1月1日からは、名称を社団法人日本商事仲裁協会に変更し、2009年(平成 21年)4月1日には一般社団法人に移行した。

¹⁰⁵ 判旨に民法第 247 条を記載していたが、中華民国の民法を確認したところ、民法第 247 条 の 1 (定型化契約約款の効力) の規定である。(本条は筆者による私訳)

同条によると、当事者の一方が同類の契約において作成した契約約款は、次に列挙した条項が不公平とされる場合には、該当部分の約款が無効となる。

^{1.} 契約約款の当事者の責任を免除或いは軽減とするもの。

^{2.} 相手方の責任を加重とするもの。

^{3.} 相手方に対し権利放棄或いは権利行使を制限するもの。

^{4.} その他、相手方に対し重大な不利益とするもの。

¹⁰⁶ 判旨に日本仲裁法第 50 条第 3 項を挙げているが、文脈から判断して、これは外国仲裁判断の承認要件を定めた台湾仲裁法であると解される。中村達也・陳天華・申巍「日本商事仲裁協会の仲裁判断が台湾の裁判所により承認された事例」JCA ジャーナル・第 52 巻 6 号 (2005/6)8 頁

る。仲裁法第 49 条第 2 項によれば、外国仲裁判断がその判断地国或いは判 断地の法律により中華民国の仲裁判断を認めないとき、法院はその外国仲裁 判断の承認の申立を棄却し得る。また、いわゆる互恵原則とは、外国仲裁判 断の仲裁地国が中華民国の仲裁判断を承認して初めて、わが国が当該外国の 仲裁判断を承認するものではない。さもなければ、礼譲精神が失われるだけ ではなく、国際司法共助の促進を妨げる恐れもある。上記法規を参照して、 その仲裁地国が我が国の仲裁判断を承認しない場合でも、わが国の裁判所は その外国仲裁判断の申立てを必ず「棄却しなければならない」というのでは なく、申立てを「棄却することができる」と解釈することになる(最高法院 75年台抗字第335号の判決参照)。当該規定は弾力的な互恵原則を採るため、 仲裁地国がわが国の仲裁判断を承認することは必ずしも必要な条件ではな い。かつ、最高法院 93 年台上字第 1943 号の判決によると、いわゆる司法上 の相互の承認は、客観的に将来においてわが国の仲裁判断を承認する場合、 相互の承認を認める。当該外国が明示的にわが国の仲裁判断を承認拒絶しな いなら、寛大及び積極的に互恵を取り扱う観点から、当該国仲裁判断の効力 を承認すべきである。また、司法院 79 年廳民三字第 0821 号書簡により、法 院は外国仲裁判断の承認を受理する際に、仲裁法の規定により審理しなけれ ばならない。わが国がニューヨーク条約の非締約国であることに影響しない。 従って、被申立人の主張はわが国がニューヨーク条約の非締約国であり、日 本の裁判所はわが国の仲裁判断を承認した先例もないため、法院が申立人に 対し外国仲裁判断の承認を棄却するということは、明らかに誤解である。 4. 被申立人は本件の係争契約が定型契約に属するため、民法第247条の規 定により無効となることを主張した。本件契約は当事者間の合意により作成 され、申立人が一方的に作成したものではない。しかも、被申立人の主張は 具体的な証拠がないため、民法第247条の規定には当たらない。

私見:本件は台湾の裁判所が日本でなされた仲裁判断を承認した初めての事例である。本件の主な争点は、仲裁合意の存否及び互恵原則の解釈である。特に、裁判所は互恵原則について、当該国が明示的に中華民国の仲裁判断を承認拒絶しない場合、国際礼譲の精神と国際間の司法協力の立場から当該国の仲裁判断を承認するという姿勢を示している。これは、互恵原則を弾力的に解釈した考え方である。筆者としては、この判決を支持する。何故ならば、国際貿易取引の現状を考慮に入れた姿勢は、非常に前向きであると考えられる。さらに、この判断により、今後日本においてなされた仲裁判断について、台湾で承認・執行を申し立てることが可能になるからである。

事例 2:株式会社 JC 開発 v. 谷崧精密工業股份有限公司(台湾桃園地裁 102年度仲許字第 1号裁定(承認)、102年度抗字第 139号抗告棄却)事実概要:

申立人(株式会社 JC 開発)は日本法人であり、2006 年 11 月 2 日に被申立人(谷崧精密工業股份有限公司・台湾法人)とデジタルカメラ用レンズの技術ライセンス契約を締結した。被申立人は申立人に対し、技術指導及び開発費用として、一部の契約金を前払い、また、毎月の商品販売数量からライセンス料金を支払う。しかし、被申立人は 2009 年 7 月から 9 月の間、一部の契約金を滞納した。そして、同年 10 月からすべての契約金を支払わなかったことで、2010 年 2 月に申立人は本件契約を解除した。契約解除後、被申立人は依然商品を生産し、本件契約の商品を販売したことで、申立人が損害賠償を被った。

これに対して、2010年11月19日に申立人は本件契約第26条の仲裁条項に基づき、社団法人日本商事仲裁協会に仲裁の申立てを提出した。当協会は2012年1月16日に、申立人の請求を認める仲裁判断を下した。

一方、被申立人は、日本は中華民国の仲裁判断について承認していないことから、本件仲裁判断は棄却されるべきでありと主張した。

判旨:

仲裁法第49条2項の互恵原則については、外国仲裁判断の仲裁地国が中華 民国の仲裁判断を承認して初めて、わが国が当該外国の仲裁判断を承認する ものではない。さもなければ、礼譲精神が失われるだけではなく、国際司法 共助の促進を妨げる恐れもある。上記法規を参照して、その仲裁地国が我が 国の仲裁判断を承認しない場合でも、わが国の裁判所はその外国仲裁判断の 申立てを必ず「棄却しなければならない」というのではなく、申立てを「棄 却することができる」と解釈することになる(最高法院 75 年台抗字第 335 号 の判決参照)。また、2011年9月22日に、わが国の亜東関係協会は日本国交 流協会と台日投資協定を締結し、これにより、両政府は商事仲裁判断の承認・ 執行については、ニューヨーク条約の規則を準用することになる。そして、 日本仲裁人協会の理事長である谷口安平教授が、台湾において講演会で発表 した内容によれば、日本はニューヨーク条約の立場からすると、台湾はニュ ーヨーク条約の締約国ではないので、台湾の仲裁判断が日本で承認執行され ることは保障できない。しかし、2003年に日本新仲裁法が施行されたことに よって、仲裁判断の承認執行について、内外国を区別せず、新仲裁法の承認 執行の要件を満たせば、台湾の仲裁判断を承認執行することは理論上支障が ない。

従って、本件仲裁判断は仲裁法第 49 条の規定に反していない、申立人の 請求を認める。

私見:本件は台湾の裁判所が日本でなされた仲裁判断を承認した二件目の事例 である。前述した日本でなされた仲裁判断を承認した初めての事例と同 様に、仲裁法第49条2項の互恵原則について、最高法院75年台抗字第335号の判決参照し、互恵原則が弾力的に解された。また、本件裁判所はこれを裏付けするために、台日投資協定と日本仲裁人協会会長の解釈を引用することで、台湾でなされた仲裁判断は日本で承認執行をされ得ることを理論づけたと解釈できる。

(3) 米国でなされた仲裁判断

米国法人 Wessels Company v. 沛毅工業会社(台湾台中地裁91年度仲声字第1号裁定(承認)、台湾高裁台中分院92年度抗字第559号裁定抗告棄却)事実概要:

申立人(Wessels Company)は米国ミシガン州の法人であり、民国 86年(1997年)2月1日に被申立人(沛毅工業会社・台湾法人)と独占販売契約を締結した。被申立人は申立人に対し、契約上所定の製品について、カナダ、メキシコおよびアメリカ地区において、独占販売権を与えた。また、被申立人が第三者からこれらの地区において、販売或いは製品価額交渉、注文などの情報を申立人に伝達する旨を決定した。しかし、被申立人は本件契約を一方的に中止し、かつ、契約上の製品の一部を第三者に販売したことにより、契約違反となった。これによって、申立人は重大な損失を被った。紛争解決をするため、契約の第18条仲裁条項により、紛争事件をアメリカ仲裁協会に提起し、仲裁手続を経て、民国90年(2001年)10月19日、仲裁人により仲裁判断がなされた。被申立人は仲裁判断がなされた30日以内に、申立人に対し45万2824ドル28セントを給付しなかった。このため、申立人が仲裁法第48条の規定により、仲裁判断の承認・執行を申し立てた。

被申立人は、以下のような主張を行った。

- ①裁判所は外国仲裁判断の承認・執行の申立を受理する際に、その外国仲裁 判断が記載している事実、主張の矛盾、或いは不適切な理由などについて 審理すべきである。
- ②本件仲裁判断は米国ミシガン州法に違反し、かつ公序良俗に反する。
- ③仲裁人は、被申立人が第三者へ販売した利益の百分の二十を損害賠償の基準としている。しかし、本件契約製品(バケツ)以外で、契約上に含まれていないバケツ部品の利益をも計上することは不合理である。
- ④仲裁人は、公正な判断を行っていない。

判旨:

外国仲裁判断とは、中華民国の領域外においてなされた仲裁判断または中華民国の領域内において外国の法律によりなされた外国仲裁判断をいう。外国仲裁判断は、仲裁法第 47 条の規定により、裁判所に申し立てて承認の決定を得れば、執行名義となる。同法第 49 条第 1 項の規定によると、当事者がその承認を申し立てる外国仲裁判断が各号の一に該当する場合においては、裁判所はその申立てを棄却できる。(1)中華民国の公の秩序または善良の風俗に反するとき。(2)仲裁判断における紛争事項が中華民国の法律により仲

裁ができないとき。また、同条第2項の規定によると、外国の仲裁判断の判断地国または判断において適用された仲裁法規の所属国が中華民国の仲裁判断を承認しない場合においては、裁判所は申立てを決定により棄却することができる。すなわち、上記要件に該当していなければ、裁判所は外国仲裁判断を承認する。

なお、外国仲裁判断の承認の申し立てについて、非訟事件の性質に属するため、裁判所は形式上審査を行い、適法か否かが判断される。手続上、当該外国仲裁判断の内容が仲裁法所定の事由に反するか否かが審査される。当事者に対し仲裁判断の内容が適当か、そして、その他の実質事項などの争いについては、中華民国の裁判所は審査すべきではない。仲裁制度は当事者自治に基づく紛争解決を目的として制定され、裁判とは性質が異なり、仲裁判断の承認・執行の実質は、当事者間の契約を履行するものである。従って、仲裁法第49条第1項第1号の公序良俗に関する規定は、わが国裁判所が外国仲裁判断の承認・執行を判断するときに、当該外国仲裁判断の内容を実質審査するという意味ではなく、これを承認する結果、わが国の公序良俗に反するか否かを判断すると解すべきである。

①仲裁人は本件仲裁判断において、民国 86 年 (1997 年) 2月1日に申立人と被申立人の間に締結した独占販売契約 (Exclusive distributor Agreement)は民国 86 年 (1997 年) 11月5日から効力を生じるものであり、申立人は契約が民国 87 年 (1998 年) 9月から有効であると誤認したが、信義則および公平な取引原則に違反するとまではいえないと判断した。また、被申立人は申立人に対し、月平均の製品注文数量が、本件契約第13条に約定した数量を満たしていないという理由で、民国 87 年 (1998 年) 6月19日に契約中止の通告を送ったが、申立人に契約に規定された改善の期間を与えなかったことは、明らかに契約違反であると指摘し、被申立人による契約中止が無効であり、本件契約が依然有効であると判断した。

これらを公序違反と主張する被申立人の主張は、結局契約の解釈、事実の 認定と法の適用について、仲裁判断の不当を争うものであり、実質問題であ るため、公序良俗とは関係ない。

- ②被申立人は損害賠償の基準について不当であると主張しているが、仲裁判断の内容が適当か否かという問題は、公序良俗とは関係ない。
- ③仲裁判断の事実問題について、公序良俗とは関係ない。本件仲裁判断はアメリカ仲裁協会により、アメリカ仲裁協会商事仲裁規則第 44 条第1項の規定に基づいてなされた書面であり、仲裁人の署名がある。しかも、同条第 2項には仲裁判断において、原則判断理由を添付する必要がないという明文の規定がある。従って、本件仲裁判断は公序良俗に反することはない。

上述した事実を照らして、本件仲裁判断は、仲裁手続において適合である、かつ、仲裁法第 49 条所定の要件に反することはない。従って、申立人からの承認・執行の請求を許可する。

私見:本件は米国でなされた仲裁判断を承認・執行した事例である。主な争点は、本件米国仲裁判断を承認することが中華民国の公序良俗に反するか否かである。被申立人は損害賠償額の算定基準と事実認定について、公序良俗に反すると主張したが、裁判所はこれらがいずれも実質問題であるとして、公序良俗の判断に含まれないと判断した。私見として、損害賠償額など実質問題については、仲裁中に仲裁廷に対して主張すべきであって、仲裁判断の承認・執行において判断すべきではないから、この判断に賛成する。なお、本件裁判所は、仲裁法第49条第2項所定の互恵原則という問題に触れなかった。その理由としては、被申立人はこれについて主張していなかったか、あるいはまた、過去の裁判例を見ると、互恵原則についての規定を弾力的に解釈しており、必ずしも検討する必要性がないものと解釈したことが考えられる。互恵があるという結論に賛成するが、明文で規定されている要件である以上、簡単であっても判旨において検討しておくことが望ましいと考える。

(4) ロシアでなされた仲裁判断

ロシア法人 v. 韋旺企業有限公司 (Weld Want Group Co.Ltd) (台湾彰化地裁 97 年度仲認字第 1 号裁定 (承認)、98 年度抗字第 41 号抗告棄却) 事実概要:

2003 年 11 月 24 日に、申立人(ロシア法人)は被申立人(韋旺企業有限公司)と売買契約を締結した。しかし、2005 年 9 月 22 日に申立人は被申立人からの商品を受領した後、本件商品には重大な瑕疵があり、使用できないとして、被申立人に対し、商品代金の返還とともに、関税、運送料及び鑑定費用などの損害賠償を請求した。これに対して、被申立人は損害賠償金の支払いを拒んだため、申立人は本件売買契約第 12 条に基づき、ロシア連邦商工会議所国際商事仲裁裁判所に仲裁を提起した。2007 年 8 月 6 日、当裁判所は被申立人に対し、36,946.8 ドルの損害賠償金及び仲裁費用などを支払う仲裁判断を下した。一方、被申立人は仲裁法第 49 条 2 項の互恵原則に反するとし、本件仲裁判断承認・執行を棄却すべきと主張した。

判旨:

被申立人はロシアと台湾とは外交関係がなく、また、台湾はニューヨーク条約の非加盟国であるため、ロシアでなされた仲裁判断は承認されないと主張した。仲裁法第49条2項所定の互恵原則は、外国仲裁判断の仲裁地国が中華民国の仲裁判断を承認して初めて、わが国が当該外国の仲裁判断を承認するものではない。さもなければ、礼譲精神が失われるだけではなく、国際司法共助の促進を妨げる恐れもある。上記法規を参照して、その仲裁地国がわが国の仲裁判断を承認しない場合でも、わが国の裁判所はその外国仲裁判断の申立てを必ず「棄却しなければならない」というのではなく、申立てを「棄却することができる」と解釈することになる(台湾高等法院73年台抗字第26号)。従って、被申立人はロシアが台湾でなされた仲裁判断を承認しなかった事例を立証で

きない限り、仲裁法第49条2項所定の互恵原則に反するという主張は採用できない。よって、本件仲裁判断の承認・執行を認める。

私見:本件はロシアでなされた仲裁判断が承認された事例である。裁判所は仲裁法第49条2項について、過去の判旨を引用し、互恵原則を弾力的解釈した。また、被申立人は互恵原則に反すると主張するなら、被申立人は、ロシアにおいて台湾でなされた仲裁判断が承認されなかった事例を立証する責任があると判示し、互恵原則の解釈をさらに明確にしたものと考える。

(5) フィンランドでなされた仲裁判断

フィンランド法人 VLSI. v. 矽成積体電路股份有限公司(台湾新竹地裁 97 年度仲認字第 1 号裁定(承認)、99 年度抗字第 29 号抗告棄却、台湾高裁 100 年度非抗字第 27 号再抗告棄却)

事実概要:

申立人はフィンランド法人であり、2004年12月1日に被申立人(砂成積体電路股份有限公司、台湾法人)と半導体製品売買契約を締結した。被申立人は申立人から70万枚の半導体製品を購入し、このうち45万8707枚の製品の引渡し受けた。しかし、被申立人は本件製品に瑕疵があるとして、残りの製品の引き受けを拒否し、また、申立人からすでに受領した製品の代金も支払わなかった。このため、申立人は本件売買契約第16条「本件契約から生じたすべての紛争に関しては、最終的にフィンランド中央商業会議所仲裁規則に基づき、1人以上の指定された仲裁人により解決とする。仲裁地はタンペレである。」の規定により、フィンランド中央商業会議所仲裁委員会に仲裁を申立てた。2007年11月1日、フィンランド中央商業会議所仲裁委員会は被申立人に対し、11万0730.49ドル及び仲裁費用、弁護士費用などの支払いを命じた。

第1審台湾新竹地方裁判所は申立人の請求を認め、仲裁判断の承認を認めた。 これに対し、被申立人は抗告し、地裁に棄却されたが、以下の理由により台湾 高等裁判所に再抗告した。

- 1. 申立人は本仲裁判断が行われる前に、被申立人に対し、代金支払訴訟を提起していた。
- 2.本件製品に瑕疵があるため、申立人は不完全給付責任を負うべきである。それにもかかわらず、瑕疵責任を隠蔽し、仲裁人の選定や仲裁手続きに関する事項などの通知が適切に送達されていなかったことは、公序良俗に反する。3.弁護士費用の請求については、仲裁で解決される範囲に含まれていないため、フィンランド仲裁法第49条および台湾仲裁法第49条1項2号の規定に反する。

判旨:

本件仲裁判断が命じられた給付内容については、商事紛争から生じた代金及び契約違反の賠償、訴訟費用などの事項である。その法律効力は国家社会の一

般的利益及び人民道徳観念に及ばないので、わが国の公序良俗に反していない。 また、被申立人は申立人が契約違反事実を隠蔽し、仲裁を申し立てたことを主 張したが、これは実質問題であるとして、仲裁判断の承認の手続きに審査する 事項ではない。仲裁手続に関する通知の送達については、仲裁地であるフィン ランド中央商業会議所仲裁規則第 14 条に基づき、被申立人は適正な通知を受 けていた。そして、フィンランド及び台湾の弁護士費用については、仲裁事件 から生じたことであり、和解事項に属するため、仲裁判断に付加することは、 仲裁契約の範囲を超えていない。

わが国はニューヨーク条約の締約国ではないが、フィンランドはニューヨーク条約に加盟する際に、同条約第1条3項の相互主義留保条項を宣言していない。また、フィンランド仲裁法には、外国仲裁判断がニューヨーク条約の締約国のみしか承認しないとする規定はない。そして、2008年8月9日のフィンランド司法行政部からフィンランド駐在台北事務所宛の認証書簡によると、「フィンランドは外国仲裁判断の承認については、仲裁法第54条に基づき、両国間の互恵原則は必要がない。」と述べ、フィンランドはわが国の仲裁判断の承認を拒否する声明がなく、互恵原則に反していない。

よって、第1審仲裁判断の承認裁定を維持し、被申立人の再抗告を棄却とする。

私見:本件はフィンランドでなされた仲裁判断を承認・執行した事例である。 仲裁判断が命じられた賠償請求の中に弁護士費用も含めることについて、裁判所は仲裁紛争によって生じたことであるとして、仲裁範囲を超えていないと判断した。また、互恵原則については、フィンランドはニューヨーク条約の加盟国であるが、相互主義の留保条項を宣言していないこととフィンランド仲裁法には互恵原則の規定がないことを審査したことで、台湾仲裁法第49条1項2号の互恵原則に反しないと判示した。

(6) ICC 仲裁でなされた仲裁判断

Smithkline Beecham Corporation v. 新萬仁化学製薬股份有限公司(台湾台中地裁 87 年度仲声字第 4 号裁定(承認)、台湾高裁台中分院 89 年度抗字第 81 号裁定抗告棄却)

事実概要:

1972年12月19日に、Smith Kine Fench Oerseas CO. (米国法人) は被申立人(新萬仁化学製薬股份有限公司、台湾法人)と「康得600及び康得鎮咳カプセル」(コンタック)薬品ライセンス販売店契約(以下、1972年契約)を締結した。1995年に、申立人(Smithkline Beecham Corporation)はほかの薬品メーカーと合併し、本件薬品を自社により台湾で販売する計画があることを知り、被申立人は台湾薬事法に基づき、本件薬品名を「衛格カプセル及び衛格鎮咳カプセル」に変更した。その後、1997年に、Smith Kine Fench Oerseas

社は申立人(Smithkline Beecham Corporation)と合併した。しかし、本件 1972 年契約第 18 条によると、「本件契約の終了或は商標権ライセンス契約解 除後、販売店(被申立人)は無条件で直ちに衛生署及び関連政府機関に「康得 600 及び康得鎮咳カプセル」の製造許可を抹消しなければならない、かつ損害 賠償を請求できない。さらに本条規定は契約終了後にも有効である。」と規定していた。そのため、申立人は 1972 年契約第 20 条の仲裁条項「本契約から生じた紛争は、国際商事仲裁規則に基づき、米国で仲裁により解決とする。」の規定に基づき、「衛格カプセル及び衛格鎮咳カプセル」の登録抹消を求めて、米国で仲裁を申し立てた。ICC 仲裁は本件 1972 年契約第 21 条により、準拠法として米国法に基づき、申立人の請求を認める本件仲裁判断を下した。

一方、被申立人は、本件 1972 年契約の当事者は Smith Kine Fench Oerseas 社であるため、申立人との間に仲裁合意がないと主張するとともに、本件仲裁 判断の内容は台湾の公序良俗に反すると主張した。 判旨:

被申立人は申立人と仲裁合意がないと主張したことについて、本件 1972 年契約第 10 条によれば、販売店(被申立人)は本件製品の商標権及び商品名称、その他すべての財産権及び利益は Smith Kine Fench Oerseas 社とその関連会社が独占する。従って、申立人は Smith Kine Fench Oerseas 社と合併したため、Smith Kine Fench Oerseas 社の関連会社と言え、仲裁合意が申立人と被申立人の間に存在する。そして、被申立人は本件仲裁内容が公序良俗に反すると主張したが、裁判所は、「薬品登録は薬事法に基づき、薬品製造許可は財産権であり、その登録抹消の契約紛争は仲裁で解決する事項に属する。また、被申立人が製造した「衛格」風邪薬及び鎮咳薬品は、一般的風邪症状を緩和する薬であり、市場に類似効果の薬品が多い。このため、被申立人は契約違反により「衛格」薬品の製造販売ができなくても、消費者はその他の類似薬品を購入することはできるため、国民健康或は公序良俗の問題に及ばない。よって、本件仲裁判断の承認を認める。」と判示した。

私見:本件はICC 仲裁でなされた仲裁判断を承認した事例である。特に、被申立人が薬事法に基づき、薬品の製造許可を持っていたが、その薬品製造許可に関する仲裁紛争は公序良俗に反しないと判示した。私見として、これに賛成する。その理由は、本件薬品はごく一般的な風邪薬であり、市場において多くの薬品メーカーから類似品が販売されているため、国民健康には影響されないと考えるからである。

第5章 台湾における香港、マカオ地区仲裁判断の承認・執行 第1節 適用法令

1997年4月2日に、「香港マカオ関係条例」が公布された。同条例第42条第2項において、「香港またはマカオにおいてなされた民事仲裁判断の承認及び停止執行の申立ては、商務仲裁条例第30条から第34条の規定を準用する」と規定されている。1997年7月1日以降の香港民事仲裁判断、および1999年7月1日以降のマカオ民事仲裁判断に関しても、依然としてこの商務仲裁条例を準用されてした。その後、1998年12月24日に「仲裁法」が改正され、仲裁法第47条から第51条の規定が準用されている107。

第2節 裁判例

2002年の時点で、香港でなされた 12件の仲裁判断が、裁判所に承認の申立を行った。そのうち、8件が承認を得て、3件は棄却され、1件は一部承認された¹⁰⁸。ここでは、承認された裁判例と承認されなかった事例を取り上げ、論述する。

(1) Asia North America Eastbound Rate Agreement v. 謀定有限会社(台湾台北 地裁 87年度仲声字第 3 号裁定 (承認))

事実概要:

1987年3月6日、申立人(運送協会)と被申立人(謀定有限会社)は運送契約を締結した。しかし、契約期間中に被申立人は契約に定められた最低数量以下の貨物しか依頼しなかったので、申立人は損害を被った。よって、運送契約第9条第1項の規定に基づき、不積み運賃を請求し、また第17条A項の仲裁規定に基づき、香港で仲裁を申し立てた。その後、1993年2月18日に、香港仲裁人により「被申立人は申立人に対し、損害賠償額と利息を合せて、計15万2781ドル1セントを支払う」旨の仲裁判断が下された。

判旨:裁判所は、以下のように述べて、本件香港仲裁判断を承認した。

- 1.香港或いはマカオ地区でなされた民事仲裁判断は、承認・執行及び執行停止について、商務仲裁条例第 30 条から第 34 条の規定を準用する。これは「香港マカオ関係条例」第 42 条第 2 項において、「香港またはマカオにおいてなされた民事仲裁判断の承認及び停止執行の申立ては、商務仲裁条例第 30 条から第 34 条の規定を準用する」と規定されているからである。なお、商務仲裁条例第 32 条第 2 項は、「外国仲裁判断がその判断地が中華民国の仲裁判断を認めないとき、裁判所はその外国仲裁判断の承認の申立を棄却し得る」と規定されているが、国際商事仲裁の国際性を促進する観点から、外国仲裁判断の承認の申立を棄却『すべき』とは示していない。
- 2.被申立人は適正な通知を受けているか、十分な陳述機会が与えられているか、仲裁判断につきその損害賠償額、利息または仲裁費用などの計算方

¹⁰⁷ 王志興編『仲裁法新論』(中華民国仲裁協会、2008年) 403 頁

¹⁰⁸ 林俊益『大陸及び香港地区においてなされた仲裁判断が台湾で認可された裁判集』(中華民国仲裁協会、2008年) 391 頁参照

法について不備があるかどうかについて検討する。

①適正な手続による通知について

本件運送契約第 17 条は「仲裁手続をするために双方から一名仲裁人を選任する、もし双方により合意な選任ができない場合、香港国際仲裁センターに申立てにより、仲裁人を選任とする。」と規定されている。 1992 年 11 月 12 日、申立人はファックス及び書留郵便で被申立人に仲裁人の選任について通知した。そして、仲裁人は仲裁手続進行中に、同年 11 月 20 日および 1993 年 1 月 19 日に、ファックス及び書留郵便で被申立人に意見提供を求めていた。よって、被申立人は適正な通知を受けていた、と解釈できる。

- ②送達について不備がない。
- ③被申立人に十分な答弁機会を与えていた。
- 4)仲裁判断につき不備な理由がない。
- 3. 外国仲裁判断の承認につき、実質審査は含めていない。
- 4.上述を総合的に判断した結果、本件仲裁判断は仲裁契約の範囲を超えていない、かつ、我が国の強行規定及び公序良俗に反しない。よって、本件仲裁判断を承認する。
- 私見:本件裁判所は旧商務仲裁条例に定めた外国仲裁判断の承認規定に反しないと判断して、本件香港の仲裁判断の承認・執行を認めた。その結論に養成である。本件運送契約について、そもそも契約中に定められた最低数量が合理的な数値かどうかが問題となりうるが、それは実質問題として香港の仲裁の中で争うべき問題であり、仲裁判断の承認・執行の判断に含むべきではない。また、被申立人が香港の仲裁手続に出頭しなかったようであるが、仲裁判断が承認されるためには、適正な通知が行われたことと十分な答弁機会が与えられたことが重要であり、実際に当事者が出頭したかどうかは関係がないと考える。
- (2) Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司(台湾高雄地裁 87年度仲声字第 2 号裁定(不承認)、台湾高裁高雄分院 89年度抗字第 968号裁定棄却確定、台湾高裁高雄分院 89年度再字第 76号裁定差戻し、台湾高裁高雄分院 90年度再字第 13号裁定差戻し確定)事実概要:

第1申立人は運送協会(1984年アメリカ海運法に基づき非社団法人)、その他の申立人は、同協会の会員である運送人9名。1988年3月15日に、運送協会は自身と運送人の代表として、被申立人(先寧冷凍食品工場股份有限公司、台湾法人)と運送契約を締結した。本件契約第5条によると、被申立人は契約の存続期間中に最低数量の貨物を申立人に提供し運送させる。しかし、被申立人はその最低数量の貨物を提供できなかったため、申立人は本件契約第9条1項の規定に基づき、不積み運賃を請求する。

そして、本件契約第 17 条 (a) 項によれば、当該契約から生じた紛争について 香港或は双方合意した地で仲裁によって解決すべきである。申立人は香港で仲 裁を提起した。仲裁通知を被申立人に送達したが、返答がなかった。1993 年 6 月 17 日に、香港仲裁人は被申立人に対し、25 万 0628.92 ドルの不積み運賃を 申立人に支払う旨の仲裁判断を下した。申立人は本件仲裁判断を台湾裁判所に 承認・執行の申立を行った。

一方、被申立人は本件仲裁判断において、申立人は一方的に仲裁人を選定し、 仲裁人から仲裁手続の通知などを受けていなかったことは、台湾仲裁法第 50 条 3 項の規定に反すると主張した。

判旨:裁判所は、以下のように述べて、本件香港仲裁判断の承認・執行の申立 てを棄却した。

- 1.本件仲裁判断の承認・執行申立の主な争点は、仲裁人が被申立人に対し、 仲裁通知を送達したか否かという問題である。被申立人は適正な通知を受 けていなかったのであれば、被申立人は仲裁手続において、答弁権利を損 ない、本件仲裁判断は重大な瑕疵になる。
- 2. 仲裁法第 50 条 3 項において、「当事者の一方が仲裁人の選定または仲裁手続の通知すべき事項につき適正な通知をうけていないとき、または仲裁において正当な手続を欠くと認めるに足りるその他の事由があるとき。相手方は通知を受けた日から 20 日以内に裁判所にその棄却を申し立てることができる。」と規定している。すなわち、仲裁人の選定或は仲裁手続の通知すべき事項の適正な通知をうけていないときは、承認棄却の申立てができる。
- 3. 申立人は仲裁人が被申立人に対し、仲裁手続の通知をファックスで通知したと主張した。しかし、本裁判所は職権により中華通信股份有限公司における通信記録を調査したが、その通信記録は保存期間が過ぎていたため、立証ができなかった。また、申立人は被申立人が仲裁期間中に仲裁手続の通知を受けた証拠を提出できないため、被申立人は仲裁手続において、適正な通知を受けていないと認定される。よって、本件仲裁判断の承認申立は仲裁法第50条3項所定の事項であり、承認申立を棄却とする。

控訴審:第1審地裁は被申立人が適正な通知を受けることを証明できないことで、申立人の請求を棄却した。このため、申立人は不服として、控訴した。判旨:申立人はファックスによる送達方式について、香港の商事実務及び学説上において認められる見解であると主張した。しかし、仲裁手続など通知の送達方式については、香港仲裁条例第II部第 31条(2)の規定によれば、指定人により交付、留置または書留郵便など送達方式があるが、ファックスによる送達方式は含めていない。法律規定の中に含まれていない以上、実務や学説など論述で法律の適用を拡大解釈することはできない。従って、申立人の控訴理由は採用できない。

私見:本件仲裁判断は被申立人が仲裁人の選定、仲裁手続の通知をうけていた か否かの問題について、申立人が立証不十分であるため、裁判所は仲裁 法第50条3項の規定に該当すると判断し、本件仲裁判断承認の申立を棄 却した。私見としてこれに賛成する。

第6章 台湾における中国仲裁判断の承認・執行

第1節 適用法令

中華民国政府は、国家が統一する前において、台湾地域の安全と民衆の福祉 を確保するため、台湾地区と大陸地区人民の往来を規範、並びに派生する法律 事件を処理するため、1992年7月31日付で「台湾地区と大陸地区人民関係条 例」(以下「両岸人民関係条例」という)を公布し、同年9月18日から施行し た。そのうち、第74条は「大陸地区においてなされた民事確定裁判、民事仲 裁判断で、台湾地区の公の秩序または善良の風俗に違反しないものは、裁判所 に申立てて裁定で認可することを得る。」109と規定されている。また、同条 2 項においては、裁判所の認可決定を経た裁判または判断は、給付を内容とする ものは、債務名義となり得ると規定されている。

すなわち、大陸地区においてなされた仲裁判断は中華民国領域外においてな された「外国仲裁判断」に該当せず、また中華民国領域内において、中華民国 仲裁法によってなされた「内国仲裁判断」にもならない。このような「特別仲 裁判断」に対して、如何に執行力を付与すべきか、非常に難しい問題である。 仲裁法第 37 条にいう内国仲裁判断に属するとするわけにもいかず、また仲裁 法第47条2項にいう外国仲裁判断のように扱うことも妥当ではないため、立 法技術上、仕方なく「認可」決定¹¹⁰ということになった¹¹¹。

第2節 認可の条件

(1)台湾地区の公の秩序または善良の風俗に違反しないもの。(「両岸人民関係条例」 第74条1項)

この規定は仲裁法第49条の規定と同様である。

(2) その他の要件

大陸地区においてなされた仲裁判断の承認・執行について、学説上は仲裁法 第 47 条から第 51 条の規定を類推適用するという立場がある'''。もう一つの

¹⁰⁹ 林俊益(呉松枝訳)「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(4・完)」JCA ジャ ーナル 1994年2号10頁

^{110「}認可決定」の立法上の運用に関しては、中華民国民法第 1079 条において、「養子縁組は裁 判所に認定の申立をする」と規定している。養子縁組は非訟事件に属するので、非訟事件法 第36条の規定により、「非訟事件の処分は、ほかの法律規定がない限り、裁判官により決定 とする。」このため、裁判所の縁組の方式は認可の決定でなす。縁組認可の決定は国家司法 機関の公権力をもって、積極的に当事者の私法行為に介入して、当事者間の利益を保護する ものである。従って、大陸地区作成の仲裁裁判をみれば、これもまた当事者の私法行為に属 し、中華民国裁判所の介入によって、監督の機能を発揮して、「認可確認」で当該仲裁判断 の内容及び効力に訴訟法上の効力(確定力と執行力)を付与する。林俊益(呉松枝訳)「台 湾における外国仲裁判断の承認と執行について(4・完)」JCA ジャーナル 1994 年 2 号 12 頁 111 林俊益(呉松枝訳)「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(4・完)」JCA ジャ

ーナル 1994年2号11頁

¹¹² 林俊益『大陸及び香港地区においてなされた仲裁判断が台湾で認可された裁判集』(中華民 国仲裁協会、2008年)11頁参照。この引用は、原文では仲裁法第45条から51条の規定を 類推適用とすると書いたが、しかし、仲裁法第 45 条と 46 条は和解と調停に関する規定であ

学説は仲裁法第 38 条、49 条と 50 条の規定を類推適用し、審査すべき事項範囲であると解される¹¹³。

大陸地区でなされた仲裁判断は、裁判所の決定を経て認可された後、その内容が給付であるものは、債務名義となり得る。これは強制執行法第4条1項6号の規定「その他法律の規定により強制執行の名義とすることができるとき」に相当し、申立人は仲裁判断および裁判所の認可決定をもって裁判所に強制執行の申立をすることができるとしている114。

第3節 裁判例

2008年11月末の時点で、中国でなされた3件の仲裁判断が、裁判所に認可の申立を行った。そのうち、2件が認可を得て、1件は手続要件に不備があったため棄却された115。

(1)国騰電子(江蘇)有限会社 v. 坤福営造股份有限公司(台湾台中地裁92年度 仲声字第1号裁定(認可)、台湾高裁台中分院92年度抗字第1209号裁定 抗告棄却(確定)、台湾高裁台中分院93年度再抗字第5号裁定棄却差戻し) 事実概要:

申立人(国騰電子有限会社)、訴外A(上海海鈺建築工程有限会社)、被申立人(坤福営造股份有限公司)である。2000年11月6日、訴外Aは大陸地区江蘇省呉江工業区において申立人の工場建設工事請負契約を締結した(本件請負契約)。本件請負契約は、工事総額が人民弊7810万元で、被申立人は訴外Aの連帯保証人である。また、契約第5条により、訴外Aは2001年に工事完工とし、予定期日に完工できない場合は、同契約第23条により、一日につき、工事総額の千分の一を賠償金として支払う。そして、第38条には、本契約から生じる紛争については、大陸地区の「中国国際経済仲裁委員会」に委ねて紛争を解決することが規定されている。

しかし、訴外Aは2001年に工事を完成しないまま、工事施行を拒否したため、申立人は損失を被った。その後、申立人は訴外Aと連帯保証人である被申立人に、本件契約第38条に基づく、「中国国際経済仲裁委員会」に仲裁申立を行った。「中国国際経済仲裁委員会」は2003年1月20日に、「訴外Aと被申立人は45日以内に申立人に963万7364元、及び1万4000ドルの賠償金を支払う。」旨の仲裁判断¹¹⁶を下された。

り、仲裁判断の承認執行に関係なく、明らかに誤字であると判断し、著者により第47条から51条と修正した。

¹¹³ 王志興編『仲裁法新論』(中華民国仲裁協会、2008年) 399 頁

¹¹⁴ 林俊益(呉松枝訳)「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(4・完)」JCA ジャーナル 1994 年 2 号 10 頁

¹¹⁵林俊益『大陸及び香港地区においてなされた仲裁判断が台湾で認可された裁判集』(中華民国仲裁協会、2008年)4頁参照

¹¹⁶ 本件仲裁判断は中国国際経済貿易仲裁委員会(2003)貿仲裁字第0015 号裁決書である。そして、北京市公証所(2003)京証台字第0256 号に公認し、または財団法人海峡交流基金会(92)核字第017947 号に検証を得た。

判旨:裁判所は、以下のように述べて、本件中国仲裁判断を承認(認可)した。

- 1. 台湾地区と大陸地区人民関係条例第 74 条に基づく、「大陸地区においてなされた民事確定裁判、民事仲裁判断で、台湾地区の公の秩序または善良の風俗に違反しないものは、裁判所に申立て決定で認可することを得る。」また、同条 2 項は、「裁判所の認可決定を経た裁判または判断は、給付を内容とするものは、債務名義となり得る」と規定されている。
- 2.大陸地区最高人民裁判所は1998年5月26日に施行の法釈字第(1998) 11号「台湾地区裁判所における民事判決の人民法院による認可に関する最高人民法院の規定」第2条は、「台湾地区裁判所においての民事判決は、当事者の住所地、居所地若しくは被執行財産所在地がいずれの省、自治区、直管轄市である場合に、当事者は本規定により人民裁判所に認可申立ができる。」と規定されている。また、同規定第19条は、「台湾地区裁判所の民事裁定又は台湾地区仲裁機構の裁決の認可申立ては、本規定を適用する。」と規定されている。よって、台湾地区においてなされた仲裁判断は大陸地区「台湾地区裁判所における民事判決の人民法院による認可に関する最高人民法院の規定」により、大陸地区の人民裁判所に認可申立ができる。従って、大陸地区においてなされた民事確定判決、民事仲裁判断は、台湾地区の公の秩序または善良の風俗に違反しないものは、台湾地区と大陸地区人民関係条例第74条により台湾地区の裁判所に認可することができる。
- 私見:本件では、裁判所は台湾の仲裁判断が中国において承認されるという中国の規定を引用することによって、台湾においても中国でなされた仲裁判断を承認することができると判断した。裁判所は両者の互恵関係の存在について、明確に言及していないが、この引用によって、実質的に互恵関係を認めたと解釈することができるのではないかと考えられる。
- (2) 上海鉄道ホテル会社 v. 華懋ホテル株式会社(台湾台北地裁 93 年度仲声字第 15 号裁定(不認可))

事実概要:

申立人(上海鉄道ホテル)は被申立人(華懋ホテル社)と、1993年5月18日に上海で新しいホテルの共同経営を合意し、契約を締結した。そして、同年6月28日に運営が始まった。しかし、被申立人が契約上に定めた管理費用などの不払いを行ったため、契約上の仲裁条項により、申立人は中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会に仲裁を申立てた。その後、仲裁委員会は仲裁判断((98) 滬貿仲裁字第395号)を作成した。

判旨:裁判所は以下のように述べて、本件仲裁判断の承認(認可)を拒否 した。

1. 中華民国領域外においてなされた仲裁判断、或いは中華民国領域内で

外国法律によりなされた仲裁判断は、外国仲裁判断という。外国仲裁判断は、仲裁法第 47 条第 1 項及び第 2 項により裁判所の承認を得て、執行名義となる。そして、台湾地区と大陸地区人民関係条例第 74 条第 1 項の規定により、大陸地区においてなされた民事確定判決、民事仲裁判断は、台湾地区の公の秩序または善良の風俗に違反しないものは、裁判所に認可の決定を申し立てることができる。

- 2. 仲裁事件において、当事者の一方が仲裁人の選定または仲裁手続の通知すべき事項につき適当な通知をうけていないとき、または仲裁において正当な手続を欠くと認めるに足りるその他の事由があるときは承認しない。(仲裁法 50 条第 3 項)・・審査の結果、本件仲裁事件において、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会は被申立人が登記した営業所に通知を送達したが、しかし、宛て先は「台湾ホテル」とし、被申立人である華懋ホテル社ではない。また、仲裁手続きにおいて、仲裁人の選定通知に使用した会社印鑑は、被申立人が当時登記していた会社印鑑ではない。
- 3. 中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会により提供した被申立人の会社登記した代表者は訴外人陳氏である。しかし、契約当時には、被申立人の法定代理人は陳氏ではなく、・・・また、本件被申立人は委託した第三者である孫氏を代理応訴したことについては、本当に適法である委託であるかどうかは、申立人からの証拠資料がないため、議論の余地がある。

以上諸点を見ると、本件被申立人は確実に申立人と契約したかどうか、被申立人は適法な通知を受けているかどうか、そして董氏は被申立人の同意により選任した仲裁人であるか、または、孫氏は確実に被申立人の委託を受けているか、様々な疑問がある。本件は申立人により申立てた仲裁判断において、被申立人が適法な通知を受けていることを証明出来ず、さらに、被申立人が十分な機会を得て仲裁手続きに参加した証明も出来ない。よって、申立人に理由がなく、申立てを棄却する。

私見:本件裁判所は、仲裁法第50条3項の規定に基づき、被申立人が適正な通知をうけていることなどの証明がないと判断し、本件仲裁判断の承認・執行の申立を棄却した。本件における通知などにいろいろな不備があったのは事実である。仲裁に関する通知の住所が正しかったが宛名が違っていた。仲裁廷に提出した被申立人の代表者の氏名も当時の代表者の氏名ではなかった。使用した会社の印鑑も会社登記に使用したものとは異なる。これらは直ちに承認を拒否できるほどの不備といえるかは不明であるが、裁判所は適正な通知がなかったと断言するのではなく、申立人が証明責任を果たさなかったことを理由に承認を拒否したのであるから、賛成できると考える。

第7章 おわりに

本稿では、台湾における国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題について論じた。主に台湾の仲裁法の規則、裁判例などを検討した。本章においては、日本法と比較しながら、主な相違点を整理する。そして最後に、台湾における域外仲裁判断の承認・執行についてもその規則・判例をまとめる。

(1) 日本法との相違点

- 1. 法律の構成として、台湾では外国仲裁判断に関する条文を独立して定めている。一方、日本の仲裁法では、内外国を問わず一律の基準として規定している
- 2.台湾の仲裁法においては、「外国の仲裁判断の判断地国または判断において適用された仲裁法規の所属国が中華民国の仲裁判断を承認しない場合においては、裁判所は申立てを決定により棄却することができる。」(第49条2項)と規定し、いわゆる「互恵原則」を採用している。この背景には、台湾は国際連合から脱退し、ニューヨーク条約に加入することはできないため、中華民国領域内においてなされた仲裁判断は、留保条項を宣言した締約国の裁判所で承認と執行を求めることはできないという見解がある。しかし、最高裁判例を含む裁判例をみると、「互恵原則」を、外国仲裁判断がなされた判断地国が先に中華民国の仲裁判断を認めてから、はじめて中華民国がその外国仲裁判断を認めることができるという狭義の解釈ではなく、国際商事仲裁の国際性および商事性を認識し、さらに国際礼譲の精神と国際間の司法協力の立場から、旧商務仲裁条例第32条第2項の「承認の申立を棄却し得る」との文言を弾力的に解釈してきた。

一方、日本の仲裁法では、相互主義を明文とした規定はなく、相互主義の要件を置いていない。従って、仲裁法により仲裁判断の承認・執行の要件を満たせば、国内外の仲裁判断を区別せず承認・執行することができると解釈される。なお、日本はニューヨーク条約の締約国であるため、仲裁判断がなされた国がニューヨーク条約の締約国であれば、ニューヨーク条約に基づき、承認・執行を行うことになる。

(2)日本でなされた仲裁判断を台湾で承認・執行を認めた裁判例

現在までに、日本でなされた仲裁判断が台湾において承認・執行が認められた事例は1件である¹¹⁷。この先例において裁判所は、過去の判例を引用し、かつ、国際礼譲の精神と国際間の司法協力の立場から、日本には台湾でなされた仲裁判断を承認・執行を認めた裁判例が存在しないにもかかわらず、互恵原則の文言を弾力的に解釈した。この先例に従う限り、今後日本でなされた仲裁判断が台湾において承認・執行される際、互恵原則という問題がほぼ解消できると考えられる。また、台湾でなされた仲裁判断が日本において承

¹¹⁷ 鈞慶有限会社 VS 有限会社ラソドバツゲ(台北地方法院 93 年仲声第 16 号承認、台湾高等法院 94 年抗第 433 号裁定棄却、確定)

認・執行されうるのか、という問題については、台湾はニューヨーク条約に加入していないため、ニューヨーク条約は適用されないが、日本の仲裁法に基づき、仲裁判断の承認・執行の要件を満たせば、承認・執行できると考えられる。

(3) 中国、香港及びマカオ地区でなされた仲裁判断

中国、香港及びマカオ地区においてなされた仲裁判断は、中華民国領域外においてなされた「外国仲裁判断」に該当せず、また中華民国領域内において、中華民国仲裁法によってなされた「内国仲裁判断」にもならない。従って、香港及びマカオ地区においてなされた仲裁判断が、「香港マカオ関係条例」第42条に基づき、仲裁法第47条から第51条の規定を準用し、仲裁判断が承認をされる。一方、中国においてなされた仲裁判断は、「台湾地区と大陸地区人民関係条例」第74条に基づき、かつ、仲裁法第47条から第51条の規定を類推適用し、外国仲裁判断の承認・執行の要件を満たせば「認可」決定で承認・執行できると考えられる。

結論として、香港・マカオ及び中国においてなされた仲裁判断は、外国仲裁判断承認・執行の基準と同様の扱いであると解釈できる。

(4) 判例からみた台湾における域外仲裁判断の承認・執行に関する特徴

本稿第4章において、台湾における外国仲裁判断の承認・執行に関する規定を論じた。外国仲裁判断が台湾で承認・執行を求める際に、裁判所はその外国仲裁判断が台湾仲裁法第49条と第50条の規定を反しないときに、その外国仲裁判断の承認・執行を認める。すなわち、仲裁法第49条1項(公序良俗)または同条2項(互恵原則)は、裁判所は職権により審査しなければならないのである。一方、仲裁法第50条各項の規定については、被申立人により裁判所にその仲裁判断の棄却を申立てることができるのである。以下では、第4章、第5章、第6章にて紹介した裁判例をまとめる。

1. 仲裁法第49条1項(公序良俗)について

公序良俗の問題について、米国でなされた仲裁判断 Wessels Company v. 沛毅工業会社の事案では、被申立人は損害賠償額の算定基準と事実認定について、公序良俗に反すると主張したが、契約の解釈、事実の認定と法の適用など事実問題について、裁判所は当該外国仲裁判断の内容を実質審査しないとして、公序良俗とは関係ないと判示した。また、ICC でなされた仲裁判断 Smithkline Beecham Corporation v. 新萬仁化学製薬股份有限公司の事案においては、裁判所は被申立人が製造した風邪薬及び鎮咳薬品は、一般的風邪症状を緩和する薬であり、市場に類似効果の薬品が多く、たとえ被申立人が契約違反により、当該薬品の製造販売ができないとしても、消費者はその他の類似薬品を購入することはできるため、国民健康或は公序良俗の問題に及ばないと判示した。

本稿を執筆するにあたり、筆者が調べた限りでは、現在のところ公序

良俗に反するとして、域外仲裁判断が承認されなかった事例はない。裁判所は公序良俗について慎重に判断していると思われる。しかし、前述した薬品に関する事案では、もし、ごく一般的な風邪薬ではなく、例えば、人体生命に関わるようなガン治療薬であって、さらにまた、域外仲裁判断の承認・執行によって、台湾の国民がほかから当該薬品を入手できなくなるような場合において、裁判所における当該仲裁判断の承認・執行が公序良俗に反するのかどうかの判断は、議論の余地があると思われる。

2. 仲裁法第49条2項(互恵原則)について

互恵原則について、裁判所は最高法院 75 年台抗字第 335 号の判決がリーディングケースであり、この事件において最高法院は、外国仲裁判断の仲裁地国が中華民国の仲裁判断を承認して初めて、わが国が当該外国の仲裁判断を承認するものではない。さもなければ、礼譲精神が失われるだけではなく、国際司法共助の促進を妨げる恐れもある。仲裁法第49 条 2 項の規定によれば、その仲裁地国が我が国の仲裁判断を承認しない場合でも、わが国の裁判所はその外国仲裁判断の申立てを必ず「棄却しなければならない」というのではなく、申立てを「棄却することができる」と解釈することになる当該規定は弾力的な互恵原則を採るため、仲裁地国がわが国の仲裁判断を承認することは必ずしも必要な条件ではないと述べた。かつ、最高法院 93 年台上字第 1943 号の判決によると、いわゆる司法上の相互の承認は、客観的に将来においてわが国の仲裁判断を承認する場合、相互の承認を認める。当該外国が明示的にわが国の仲裁判断を承認する場合、相互の承認を認める。当該外国が明示的にわが国の仲裁判断を承認拒絶しないなら、寛大及び積極的に互恵を取り扱う観点から、当該国仲裁判断の効力を承認すべきであると解釈されている。

すなわち、当該国が台湾の仲裁判断を承認しないことを明示していない限り、台湾裁判所は積極的にその国の仲裁判断を承認する姿勢をとっている。本稿で取り上げた判例を見れば、日本でなされた仲裁判断、ロシアでなされた仲裁判断、そしてフィンランドでなされた仲裁判断については、いずれもこの解釈により仲裁判断の承認が認められた事案である。この中で、ロシアでなされた仲裁判断の承認・執行においては、裁判所はロシアが台湾でなされた仲裁判断を承認しなかった事案を被申立人が立証すべきであると判示した。一方、マレーシアでなされた仲裁判断の承認・執行においては、マレーシアが台湾の仲裁判断を承認しないことを法律上明示してしたため、互恵原則に反するとして、当該仲裁判断を承認しないと判示した。

このように互恵原則について、裁判所は仲裁法第 49 条 2 項の規定を 弾力的に解釈し、積極的に外国仲裁判断を承認する姿勢をとっている。 私見も現行法の解釈として賛成する。しかし、そもそも互恵原則の規定 は国際商事仲裁において、必要なのだろうか。 そもそも互恵原則という要件を設けることによって、外国が台湾で下した仲裁判断を承認・執行する場合にのみ、台湾が当該外国で下した仲裁判断を承認・執行することになるから、台湾で下した仲裁判断を承認・執行するよう外国に促すという政策的な目的から定められた要件であると考えられる。しかし、その目的が実現される保証はないし、その効果もまったく証明されていない。

他の立法例をみれば、例えば、日本仲裁法、モデル法、そして、判例にあったフィンランドの仲裁法のいずれも互恵原則の規定を設けていない。日本では、互恵原則の規定を設けなくても、多くの国との間で、ニューヨーク条約によって仲裁判断の相互承認ができるという点は台湾が置かれた状況と異なるが、やはり、互恵原則の判断は、仲裁がなされた外国と台湾との間の問題であり、これによって、私人の利益にまで影響を及ばし得ることは非常に不公平であると考えられる。従って、台湾仲裁法第49条2項の規定を撤廃するのが妥当であると考える。

3. 仲裁法第50条3項(適正な通知、正当な手続き)について

被申立人に対し、仲裁手続などの適正な通知が行われたどうかについては、香港でなされた仲裁判断 Asia North America Eastbound Rate Agreement v. 謀定有限会社の事案では、裁判所は被申立人が香港の仲裁手続に出頭しなかったようであるが、仲裁判断が承認されるためには、適正な通知が行われたことと十分な答弁機会が与えられたことが重要であり、実際に当事者が出頭したかどうかは関係がないと判示し、適正な通知があれば、その仲裁判断が承認され得ることを判示した。一方、Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事案と中国でなされた上海鉄道ホテル会社 v. 華懋ホテル株式会社の事案について、裁判所はその適正な通知が行われていないと判断し、その仲裁判断の承認を棄却した。この中、Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事案においては、裁判所は申立人がファックスによって通知送達したことを立証できなかったため、適正な通知として認めず、当該仲裁判断の承認を棄却した。

本稿において、紹介した裁判例の中で、仲裁判断が承認されなかった 事案は 3 件であり、その中には適正な通知として認められないとして、 仲裁判断の承認を拒絶した事例が 2 件あり、前述した Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事 案のように、実務上仲裁手続などの通知送達が立証可能な証拠として残 されるような送達方法とすることが非常に重要であると考えられる。

上述したように、台湾における域外仲裁判断の承認・執行について、外国仲裁 判断の承認、中国の仲裁判断の認可、香港及びマカオ地区の仲裁判断の承認が区 別されているが、いずれも、台湾仲裁法が適用・類推適用・準用されている。また、互恵原則の規定に関しても、弾力的な解釈によって、仲裁判断の承認・執行に支障をきたしていないことは、本稿の裁判例などから理解できる。

最近の日本企業は、中国へ市場進出する際に、日本側よりも中国の現地情報に詳しい台湾企業にまずアクセスし、仲介してもらう傾向がある。また、2010年に台湾と中国は「経済協力枠組み協定(ECFA)」を締結した。このような背景から、台湾から直接・間接的に中国への貿易取引が活性化していく中、国際貿易取引がスムーズに行われるためには、より効率的・明確な紛争解決策が求められると考えられる。その紛争解決策として、多く利用されている国際商事仲裁がよりいっそう注目を浴びると考えられる。

その国際商事仲裁に関して、最も重要なのは、外国仲裁判断の承認・執行の問題である。本稿では台湾仲裁法の規定を分析し、裁判例を検討することによって、台湾における域外仲裁判断の承認・執行について考察した。

日本においてここ数年間、台湾における国際商事仲裁を研究した文献は少なく、本稿はその空白を埋めるとともに実務上の参考になるものと考える。本稿によって、台湾における国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題について少しでも理解を深めていただければ幸いである。

付録:

台湾仲裁法 (一部)

(仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年) 279-287頁[陳一訳]を参照し、一部翻訳を修正した)

第 1 条

現在または将来の紛争に関し、当事者は1名または奇数の複数の仲裁人が仲裁廷を構成し仲裁をなすべきことを合意する仲裁契約を締結することができる。

前項にいう紛争は、法律上和解が可能なものに限る。

仲裁契約は書面を以ってなさなければならない。

当事者間の文書、証券、書簡、ファクシミリ、電報またはその他類似の方法による通信であって、仲裁合意があったと認めるに足りるものについては、仲裁契約が成立したものとみなされる。

第 2 条

仲裁に付託すべき旨を合意する契約は、一定の法律関係及びかかる法律関係より生じる紛争に関してなされたものでなければ効力を有しない。

第 3 条

当事者間の契約に仲裁条項が定められている場合においては、かかる条項の効力は独立のものとして認定されるべきであり、たとえその契約が不成立若しくは無効である場合においても、または、取消、解除若しくは終了となった場合においても、かかる仲裁条項の効力には影響を与えない。

第 21 条

仲裁手続の進行について当事者が合意していないときは、仲裁廷は、仲裁人として選定された通知を受けた日から 10 以内に仲裁の場所及び尋問の期日を決定して当事者双方に通知し、かつ、6 ヵ月以内に仲裁判断書を作成しなければならない。必要なときはこれを 3 ヵ月延長することができる。

前項の10日の期間は、将来の紛争の場合については紛争発生の通知を受けた日から 起算する。

仲裁廷が第1項の期間を経過しても仲裁判断書を作成しないときは、強制仲裁事件を除き、当事者は直接訴えを提起しまたは訴訟手続の続行を申し立てることができる。当事者が訴えを提起しまたは訴訟手続の続行を申し立てたときは、仲裁手続が終結したものとみなされる。

前項の訴え提起の場合については、民法第133条を適用しない。

第 31 条

仲裁廷は、当事者による明示の合意があったときは、**衡**平の原則を適用して判断をな すことができる。

第 40 条

次の各号の一に該当する場合においては、当事者は相手方に対し仲裁判断の取消の訴えを提起することができる。

- 1. 第38条各号の一に該当するとき。
- 2. 仲裁契約の不成立、無効のとき、または、仲裁廷の審問終結時に未だ効力が生じず若しくは既に失効していたとき。
- 3. 仲裁廷が審問の終結までに当事者に陳述させなかったとき、または、仲裁手続において当事者が合法に代理されていないとき。
- 4. 仲裁廷の構成または仲裁手続が仲裁契約または法律の規定に反するとき。
- 5. 仲裁人が第 15 条項に定める告知義務に違反し明らかに偏頗的であるとき、または 忌避を申し立てられたにもかかわらず仲裁への参加を続行したとき。但し、忌避の 申立てが本法により棄却された場合においてはこの限りでない。
- 6. 仲裁に参加した仲裁人が仲裁の職務に違反し刑事上の罪を犯したとき。
- 7. 当事者またはその代理人が仲裁に関し刑事上の罪を犯したとき。
- 8. 判断の基礎となった証拠、通訳内容が偽造、変造されたものである、または、その他の虚偽があるとき。
- 9. 判断の基礎となった民事、刑事及びその他裁判または行政処分が後の裁判または行政処分により変更されたとき。

前項第6号ないし第8号の場合においては、有罪判決が確定したとき、または、証拠不足以外の理由により刑事訴訟が開始もしくは続行できないときに限る。

第1項第4号の仲裁契約違反の場合、及び、第5号ないし第9号の場合においては、 判断の結果に影響を与えるものに限る。

第 47 条

中華民国の領域外においてなされた仲裁判断または中華民国の領域内において外国の法律によりなされた仲裁判断は、外国仲裁判断とする。

外国仲裁判断は、裁判所に申し立てて承認の決定を得れば、執行名義となる。

第 48 条

外国の仲裁判断の承認の申立ては、裁判所に次に掲げる書類を添えて申立状を提出しなければならない。

- 1. 仲裁判断書の正本または認証を経た謄本。
- 2. 仲裁契約の原本または認証を経た謄本を適用した場合はその全文または抄本。 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、中国語の訳本を提出しなけれ ばならない。

第1項1号、2号にいう認証とは、外国に駐在する中華民国の大使館、領事館、代表所、事務所またはその他政府が授権した機関がなす認証をさす。

第1項の申立書は、送達を受けるべき相手方の人数分の謄本を提出し、裁判所より 送達しなければならない。

第 49 条

当事者がその承認を申し立てる外国仲裁判断が各号の一に該当する場合においては、 裁判所はその申立てを棄却しなければならない。

- 1. 仲裁判断の承認または執行が中華民国の公の秩序または善良の風俗に反するとき。
- 2. 仲裁判断における紛争事項が中華民国の法律により仲裁ができないとき。

外国の仲裁判断の判断地国または判断において適用された仲裁法規の所属国が中華 民国の仲裁判断を承認しない場合においては、裁判所は申立てを決定により棄却することができる。

第 50 条

当事者がその承認を申し立てる外国仲裁判断が次の各号の一に該当する場合においては、相手方は通知を受けた日から 20 日以内に裁判所にその棄却を申し立てることができる。

- 1. 仲裁契約が、当事者が適用されるべき法律により無能力者であるため効力が生じないとき。
- 2. 仲裁契約が、当事者の合意した法律により、または、その合意がない場合においては判断地法により無効であるとき。
- 3. 当事者の一方が仲裁人の選定または仲裁手続の通知すべき事項につき適正な通知 をうけていないとき、または仲裁において正当な手続を欠くと認めるに足りるそ の他の事由があるとき。
- 4. 仲裁判断が仲裁契約の目的たる紛争に関係しない、または仲裁契約の範囲を超えたとき。但し、かかる部分を除去すれば成立できるときは、その余の部分についてはこの限りでない。
- 5. 仲裁廷の構成または仲裁手続が当事者の合意に従っていなかったとき、または、 そのような当事者の合意がなかった場合においては仲裁地法に従っていなかっ たとき。
- 6. 仲裁判断が当事者を拘束するものとなるに至っていないとき、または、管轄機関 により仲裁判断が取消もしくはその効力が停止されたとき。

第 51 条

外国の仲裁判断につき裁判所の承認手続または強制執行手続が終結する前に、当事者が仲裁判断の取消またはその効力の停止を申立てたときは、裁判所は申立てにより相当かつ確実な担保を立てさせてその承認または執行手続の停止を決定することができる

前項の外国仲裁判断が法により取消されそれが確定したときは、裁判所はその承認の 申立てを棄却し、または、申立てによりその承認を取消さなければならない。

参考文献:

- ・松岡博『現代国際私法講義』(法律文化社、2008年) 337 頁以下
- ・松岡博編『国際関係私法入門』(有斐閣、2008年)343頁以下〔黄軔霆〕
- ・陳逸竹=井口直樹「日台商事紛争の解決手段-訴訟・仲裁比較」JCA ジャーナル・ NO.611(2008/5)13 頁以下
- ·山本和彦=山田文『ADR仲裁法』(日本評論社、2008年) 263 頁以下
- ・小島武司=高桑昭『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年)
- ・山野目章夫=廣渡鉄監修『企業法務判例ケーススタディー300〔企業取引・知的財産権編〕』 (金融財政事情研究会、2007年) 491-495頁〔黄朝霆〕
- ・高桑昭『国際商取引法 第2版』(有斐閣、2006年) 331 頁以下
- ・中村達也=陳天華=申巍「日本商事仲裁協会の仲裁判断が台湾の裁判所により承認された事例」JCA ジャーナル・第52巻6号(2005/6)2頁以下
- ・出井直樹=宮岡孝之『Q&A新仲裁法解説』(三省堂、2004年) 13 頁以下
- 小林秀之『国際取引紛争[第3版]』(弘文堂、2003年) 216 頁以下
- . 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』(商事法務、2003年)6頁以下
- ・唐澤宏明『新版国際取引 貿易・契約・国際事業の法律実務 』(同文舘出版、2003年) 289 頁以下
- ・仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年) 279-287頁 [陳一訳]
- ・仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年) 297-305頁〔柏木秀一〕
- ・仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』(商事法務、2003年)443-461頁〔澤田壽夫訳〕
- ・中村達也『国際商事仲裁入門』(中央経済社、2001年)89頁以下
- ・高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000年)1頁以下
- ・梁満潮「中華民国における外国仲裁判断の承認と執行の一考察」国際商事法務・ Vol. 28, No. 8 (2000) 943 頁以下
- ・楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(下)」JCA ジャーナル・第 47 巻 9 号(2000/9)32 頁以下
- ・楊崇森「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(上)」JCA ジャーナル・第 47 巻 8 号 (2000/8) 8 頁以下
- ・早川吉尚=陳一「台湾仲裁法の改正動向(5・完)」JCA ジャーナル・第 45 巻 9 号(1998/9)11 頁以下
- ・早川吉尚=陳一「台湾仲裁法の改正動向(4)」JCA ジャーナル・第 45 巻 8 号 (1998/8)34 頁以下
- ・早川吉尚=陳一「台湾仲裁法の改正動向(3)」JCA ジャーナル・第 45 巻 7 号(1998/7)16 頁以下
- ・早川吉尚=陳一「台湾仲裁法の改正動向(2)」JCA ジャーナル・第 45 巻 6 号(1998/6)29 頁以下
- ・早川吉尚=陳一「台湾仲裁法の改正動向(1)」JCA ジャーナル・第 45 巻 5 号(1998/5)2 頁以下
- ・大隈一武『国際商事仲裁の理論と実務』(中央経済社、1995年) 130 頁以下
- ・林俊益(呉松枝訳)「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(2)」JCA ジャーナル

1993年12号26頁以下

- ・林俊益(呉松枝訳)「台湾における外国仲裁判断の承認と執行について(1)」JCA ジャーナル 1993 年 11 号 8 頁以下
- ・張有忠訳『中華民国六法全書』(日本評論社、1993年)
- ・道垣内正人「ハワイ州でなされた仲裁判断の執行)」ジュリスト・NO.990(1991/11/15)76 頁以下

外国文献:

- ・劉鐵錚=陳栄傳『国際私法論』(三民書店、2011年) 705 頁以下
- ・林俊益『大陸及び香港地区においてなされた仲裁判断が台湾で認可された裁判集』(中華民 国仲裁協会、2008年)3頁以下
- ·王志興編『仲裁法新論』(中華民国仲裁協会、2008年)358頁以下〔朱麗容〕
- 王志興編『仲裁法判解要旨彙編』(中華民国仲裁協会、2006年)301頁以下
- ・林俊益『国際商事仲裁の解釈』(永然文化出版、1993年) 127 頁以下